

第2期長野県上田地域 基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における上田市、東御市、長和町、青木村及び坂城町の行政区域（以下「当地域」という。）とし、面積はおよそ9.6万haである。

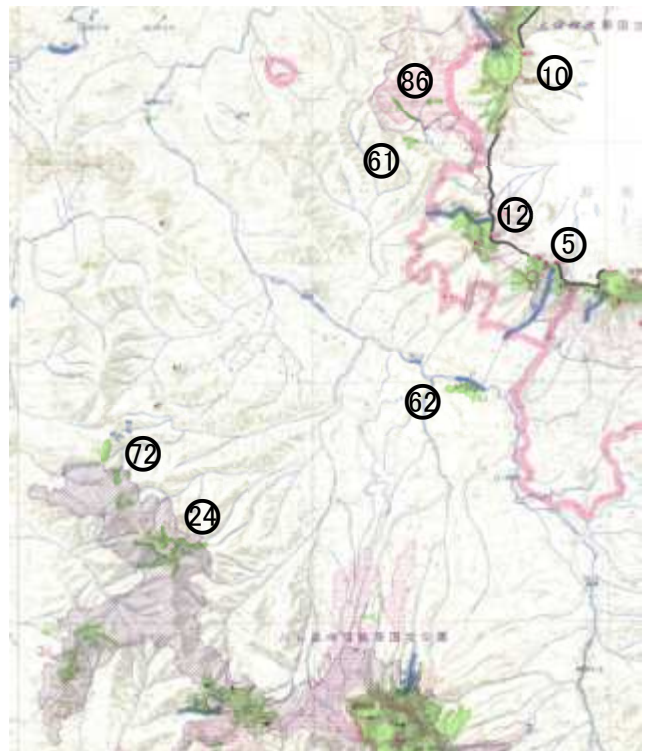
当地域は、地域の一部に上信越高原国立公園、ハケ岳中信高原国立公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境の保全に配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する長野県自然環境保全地域、自然公園法に規定する長野県立自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は本地域には存在しない。



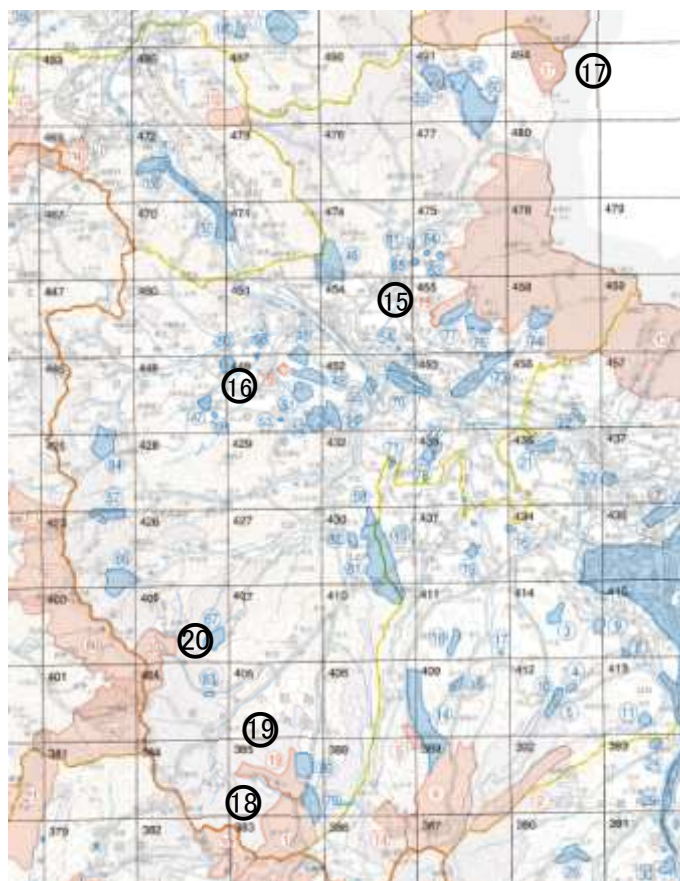
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

5	浅間山の自然植生
10	四阿山の針葉樹林
12	菅平の湿性林
24	美ヶ原の原生林
61	菅平大洞のブナ残存林
62	布引観音寺付近の植生
72	焼山のブナ林
86	菅平のツキヌキソウ群落



長野県鳥獣保護区位置図

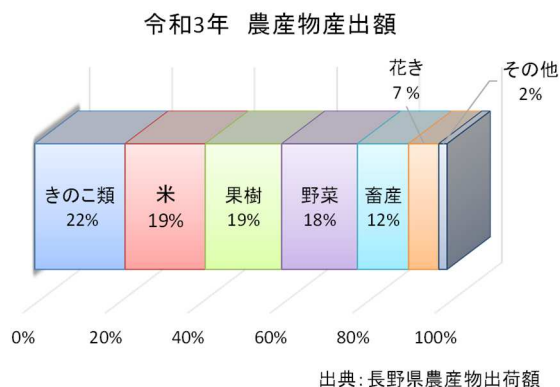
15	鷲場山
16	長野大学野鳥愛護園
17	十の原
18	大門
19	大門鷹山
20	美ヶ原東



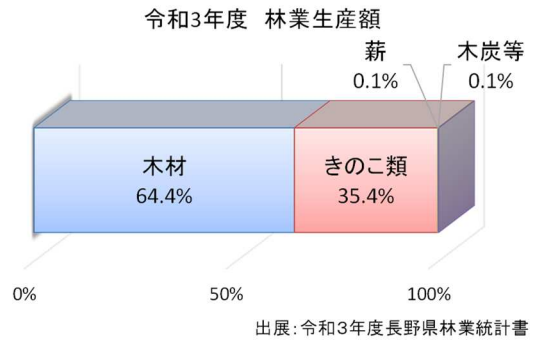
(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

当地域は、長野県の北東部に位置し、長野県北側の長野地域、東側の佐久地域、南側の諏訪地域、更に西側の松本地域の各市町村と接している。北に上信越高原国立公園の四阿（あずまや）山、烏帽子（えぼし）岳、菅平高原、湯の丸高原、南に八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原等の高原や2,000m級の山々に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた地域である。また、地域の中央部を千曲川が二分する形で東南から北西に流れ、鹿曲川、依田川、神川、浦野川などの各河川が注ぎ込んでいる。

産業別では、農業は、比較的経営規模の小さい農家が多いが、標高差が大きく降水量が少なく日照時間が長い気象条件を巧みに活かした特色ある農業が展開されている。特に菅平地域では高原野菜のレタス栽培や、東御市、上田市丸子地域・塩田地域及び坂城町を中心としたぶどう栽培などをはじめ、多種多様な作物が生産されている。また、畜産では、地鶏や豚、牛の産地化・ブランド化を推進している。令和3年の農産物産出額は、169億円であり、野菜及び果樹がそれぞれ約2割を占めているが、年々、就農者の高齢化が進んでおり担い手の確保と育成が課題である。



林業は、当地域の森林率は 72%と県平均の 78%を下回っているが、森林組合が当地域の中核的な事業体として主伐・再造林等の森林整備に取り組んでいる。令和 3 年の林業生産額は約 13 億円であり、木材が約 7 割、きのこ類が約 3 割を占めている。



工業は、令和 3 年の 1 事業所当たりの従業者数が 45.3 人と中小企業が圧倒的に多く、令和 2

年の製造品出荷額等 8,130 億円、従業員数 1 人当たりの粗付加価値額は 1,080 万円となっている。

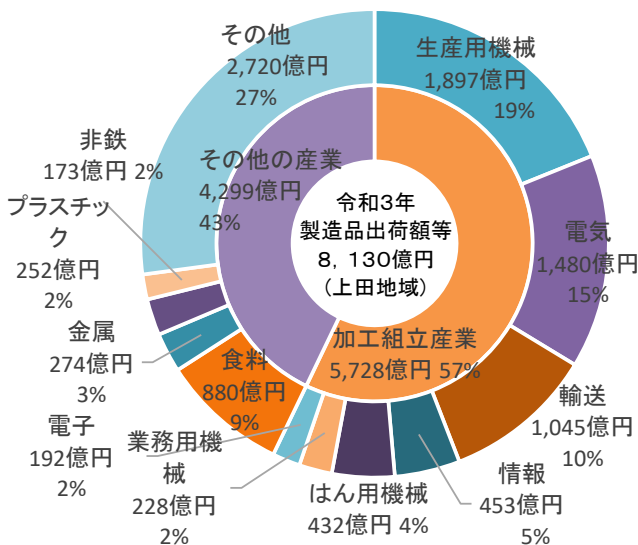
製造品出荷額等 (億円)	事業所数 (所)	従業員数 (人)	1事業所当たり 従業員(人)	粗付加価値額 (万円)	従業員1人当たり粗 付加価値額(万円)
8,130	601	27,199	45.3	29,384,902	1,080

当地域は、生産用機械、電気機械、輸送用機械及び情報通信機器の部品・部材産業が集積しており、加工組立型産業が当地域の製造品出荷額等の約 6 割を占めている。地域内の取引も多く、高機能部品（デバイス、モジュール）や高精度金型、難削材切削などに対応する高い技術力を有した高度なものづくり企業が多く集積している。また、県内でも医薬品製造が立地している数少ない地域ある。この集積を活用し近隣市町村と連携し産学官金による次世代産業創出の取組も始まっている。また、近隣市町村と連携し地域のワイン用ぶどうを活用したワインの生産をはじめ、特徴ある農産物を活用した加工食品が多数生産されている。

出典: 令和3年経済センサス-活動調査(製造業に関する結果報告書)

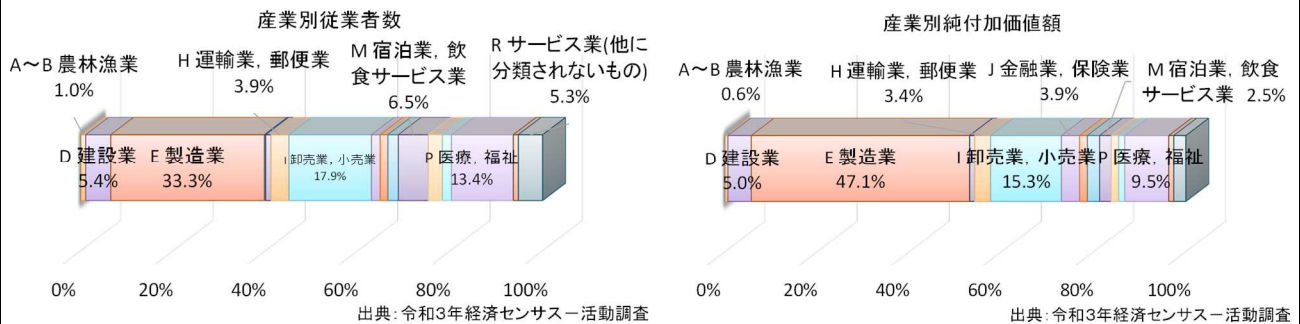


業種別製造品出荷額

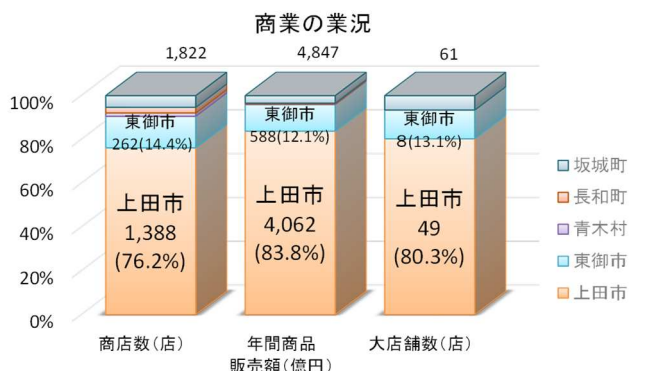


出展: 令和3年経済センサス-活動調査(製造業に関する結果報告書)

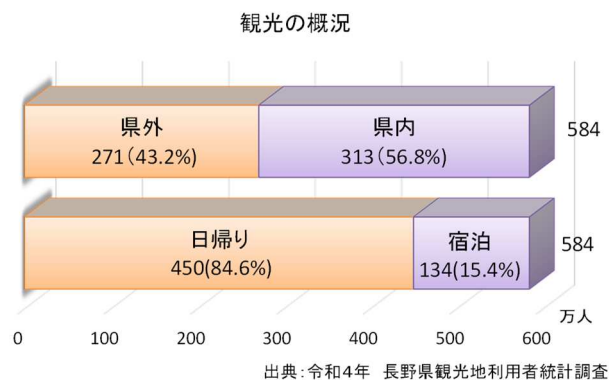
当地域は、全産業の雇用者数の約3割、純付加価値額の約5割が製造業となっている点が特徴である。



商業は、令和2年の年間商品販売額4,847億円、令和3年の商店数1,822店となっており、大規模小売店舗は令和5年4月末現在で61店舗となっている。市町村別では上田市が年間商品販売額全体の83.8%、大規模小売店舗全体の80.3%を占め、当地域の近隣市町村も含め、地域全体が上田市の商圈になっている。



観光では、真田氏ゆかりの上田城跡のほか、奈良時代に建立された国史跡「信濃国分寺跡」や国の重要文化財「信濃国分寺三重塔」、塩田平の別所温泉に位置する安楽寺の日本で唯一の「木造八角三重塔」など日本遺産にも認定された貴重な文化財が多く存在する。また、標高2,000mに大草原が広がる美ヶ原高原や千曲川ワインバレーとして地域内で近年数を増やしているワイナリーなども観光スポットとなっている。当地域へ

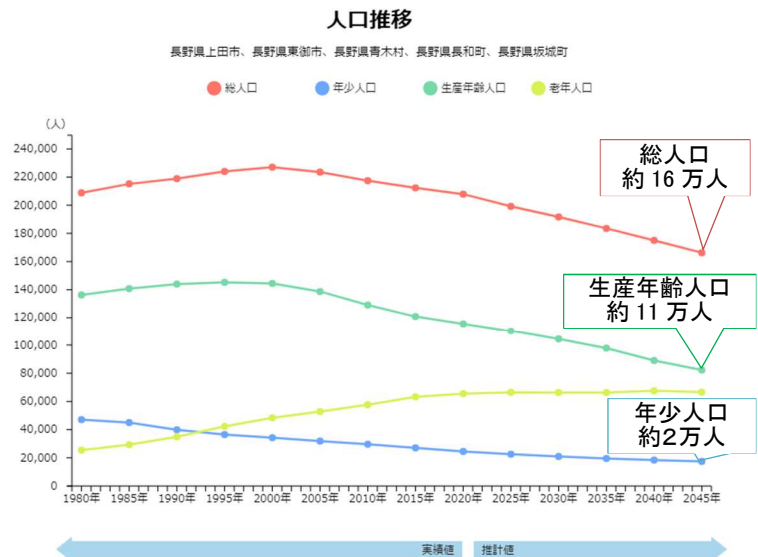


の観光客数は延べ584万人（令和4年）で県外客は全体の43%となっており、日帰り客が85%を占め、他地域に比べ県内客を中心とした通過型の観光地となっている。

交通インフラは、当地域を北流する千曲川にほぼ並行して上信越自動車道、北陸新幹線、しなの鉄道及び国道18号が走り、市街地・商工業地帯を形成するとともに、長野地域と佐久地域、首都圏とを結ぶ重要な交通網を構成している。また、千曲川の西側に広がる塩田平には上田電鉄別所線が通っている。特に上信越自動車道は、地域内に3つのインターチェンジを有しており、東京圏へは2時間程度で結ぶほか、北陸新幹線の上田駅から東京駅へは1時間半程度で移動が可能であるなど企業立地や観光に際して優れた交通環境にある。

人口は平成 12 年の 22 万 7,086 人をピークに減少局面に入り、令和 5 年 4 月 1 日現在の推計人口は 20 万 3,675 人で、年齢 3 区分別人口は、年少人口（15 歳未満）2 万 3,163 人（11.5%）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）11 万 2,727 人（56.0%）、老年人口（65 歳以上）6 万 5,467 人（32.5%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成 30 年推計）では、当地域の総人口はこのまま減少を続け、令和 27 年には 16 万人台半ばになることが推計される。年少人口と生産年齢人口割合は減少する一方、老年人口割合は増加し、令和 27 年には総人口の約 40% を占める見込みとなっている。

当地域でも、働き手の減少により、事業者の新規従業員確保が課題である。



【出典】
総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
【注記】
2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

出典：RESAS

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

地域の特色として、製造業を中心とした経済構造をなしている。今後は、生産用機械や輸送用部品等の強みのある産業やデジタル、環境、ヘルスケア産業といった成長が期待される分野に挑戦する地域企業の創出と参入を後押しするとともに、デジタル技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）などへの取組を支援し、生産性向上を進めることで産業の育成を図っていく。また、昨今深刻な産業界における人材不足については、地域内企業が、地域内外から多様な能力を持つ人材を雇用し、賃上げや労働環境改善など定着できる環境を整え、質の高い人材の確保を行う。

このような良質な雇用の創出が、地域内の様々な産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増など労働環境改善に還元されるような状況を目指す。

さらに、当地域では少雨多照の気象条件や標高差を活かした野菜、果樹、花きなどの農産物が多く産出されるとともに、近年、ワイン用ぶどうの栽培やワイナリーの新設が増えており、これら地域農畜産物のブランド力の強化と6次産業化をさらに進めていく。

当地域が抱える多数の史跡、自然等の観光資源やワイン用ぶどうやワイナリーなど農業と連携した観光コンテンツづくりなど、地域の資源を活用して地域外から観光客を呼び込めるような観光地域づくりを目指していく。また、日本を代表するスポーツ合宿の聖地である菅平高原の施設や湯の

丸高原に整備されたアスリート志向の高地トレーニング施設を活用し、地域外からのレジャー客のほか、スキー・スノーボード、ラグビー、陸上その他のスポーツ選手団を呼び込むための情報発信の強化とともに、民間資本との連携の手法等を含めて施設の充実やスポーツ合宿地としての魅力を高めるインフラ整備を図る。

当地域の気象条件や豊富な水資源、森林資源を活用した太陽光、小水力、風力、木質バイオマスによる発電など多様な再生可能エネルギーの普及・拡大を推進し、エネルギーの地消地産に取り組み、持続可能な脱炭素社会の地域を目指す。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 付加価値額	4,480 百万円	7,494 百万円	67.3%

（算定根拠）

地域の特性を活用する分野ごとに、業種別（大分類）付加価値増加額×地域経済牽引事業の新規事業件数×地域経済牽引事業の地域内への波及効果を用いた目標値とする。

業種別（大分類）付加価値増加額は、令和３年経済センサスー活動調査の１事業所あたりの純付加価値額とし、地域経済牽引事業の新規事業件数は、立地希望相談件数などから推計し、15件とし、地域経済牽引事業の地域内への波及効果は、平成２７年長野県産業連関表 産業別 生産波及とする。

地域の特性及び 活用する分野	大分類	件数	１事業所あたりの 付加価値増加額 (百万円)	波及効果 (倍)	目標値（付加 価値創出額） (百万円)
①成長ものづくり 分野	製造業	3	220.83	1.25	828.11
	情報通信業	1	52.44	1.41	73.94
②先進的ものづくり 分野	製造業	3	220.83	1.25	828.11
	運輸・郵便業	1	104.62	1.40	146.47
③ヘルスケア分野	製造業	1	220.83	1.25	276.04
	生活関連サービス業	1	42.50	1.27	53.98
④観光・スポーツ・文 化・まちづくり分野	製造業	1	220.83	1.25	276.04
	卸売業、小売業	1	42.50	1.27	53.98
⑤農林水産・地域 商社分野	農業	1	42.50	1.28	54.40
	運輸・郵便業	1	104.62	1.40	146.47
⑥環境・エネルギー 分野	製造業	1	220.83	1.25	276.04
合計		15			3,013.56
平均					200.90

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,250 万円（長野県全産業の 1 事業所あたり純付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6.3%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6.3%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 8.0%増加すること

なお、（２）、（３）については地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の字の区域とする。なお、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等であるため、地域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮していく。

【重点促進区域 1：地図上の位置 A】

長野県上田市国分字上沖

長野県上田市古里字京田、字宝来

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 6.7 ha である。

本区域は、上田中央地域に分類され、上田市の中心地である北陸新幹線上田駅から東へ約 2.5km、広域交通の結節点である上信越自動車道上田菅平インターチェンジから南へ約 2km、最寄り駅であるしなの鉄道信濃国分寺駅から北へ約 1km に位置するとともに、市街地北方を迂回し、坂城町方面へと繋がる国道 18 号上田バイパスの沿道の区域である。加えて、現在整備中の国道 18 号上

田バイパスの延伸整備完成により、市内東部地域、更には東御市以東とのアクセス向上が見込まれる。

また、周囲には 2010 年に民間整備されたショッピングセンター「JANJAN タウン」があり、近隣住民はもとより、周辺住民の雇用創出と暮らしを支える商業拠点となっているなど、広域の人や物が集まりやすい、交通の利便性に優れた立地条件を備えている。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に誘引することで周辺産業と連動した生産性向上と、活力あるまちづくり及び雇用の創出を図るため、重点促進区域に設定することとする。

本区域に隣接する商業施設や既存の工業用地も農地等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても、上田市景観計画、大規模小売店舗立地法、工場立地法、都市計画法等各種法令等に基づき、景観や周辺環境に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

本区域には、約 6.0 ha の農用地区域があるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域内に自然公園法に規定する国立公園・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

(関連計画における記載等)

国土利用計画第 2 次上田市計画（平成 28 年度～令和 7 年度）における記載：

本区域は、「上田中央地域」に位置付けられ、その土地利用については、市の玄関口としての都市機能の充実と市街地の活性化を総合的に推進し、併せて歴史的資源や自然的資源を保全・活用した魅力ある景観づくりなどを行いながら、にぎわいと交流の拠点にふさわしい、利便性の高い市街地の形成を推進することとしている。

第 2 次上田市総合計画後期まちづくり計画（令和 3 年度～令和 7 年度）における記載：

各種産業が持つ特色、潜在力を伸ばし、働くなら上田、買い物なら上田、訪れるなら上田の活力を目指し、暮らし続けられるまち、新たな人の流れを呼び込むまちを目指すこととしている。

また、本区域は、「上田中央地域」に位置付けられ、その地域特性は、本市の玄関口であるとともに信濃国分寺など市を代表する歴史的遺産を擁した市の中心地域であり、地域の発展の方向性としては、都市機能の充実と市街地の活性化推進及び、市民や来訪者が行き交うまちづくりを目指すこととしている。

上田市農業振興地域整備計画（平成 24 年 5 月策定）における記載：

本区域は、「上田東地区」の南部水田地帯に位置付けられ、県営ほ場整備事業及び土地改良総合整備事業により、生産基盤の整備がほぼ完了していることから、その有効利用を促進し、土地利用型大規模農家の育成を図るとされている。

一方で、平成 22 年度の市内農家戸数のうち、約 9 割が兼業農家であることから、今後、農業を健全に発展させるためには安定した農業以外の就労施設の確保拡大に努め、経営規模の拡大を図ることが重要とされており、本計画との調和が図られているものである。

上田市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月策定）における記載：

本区域は、「上田中央地域」に位置付けられ、基本目標には、多様な都市機能を備えた、市民や来訪者が行き交う賑わいと交流にあふれる中核拠点づくりを目指すこととしている。

また、本区域におけるエリア形成の主要課題として、歴史的遺産、賑わい空間、公共施設や福祉施設の集積など、各拠点の機能を高め、有効な活用を図れる施策の推進が必要であると述べられている。

なお、本区域の土地利用方針図における現在の区分は「一団の農用地」であるが、周辺の土地利用環境や道路状況、地元住民や農業関係者の意向なども踏まえ、令和 5 年度中に実施する計画改訂により「複合用途系ゾーン」への変更を予定している。

上田市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定）における記載：

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、誰もが元気に暮らせる社会を実現するため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し人口規模に見合った「拠点集約型都市構造」のまちづくり実現を目指すこととしている。

また、本区域は、生活利便性が高く、居住や生活サービス施設等の誘導のインセンティブが整っているとされる「交通結節拠点」の外縁部に位置している。

【重点促進区域 2：地図上の位置 B】

長野県上田市小泉字下川原、字下川原島、字茄子畑、字精心場

（状況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 17ha である。

本区域は、国道 18 号上田坂城バイパスに沿うように広がり、上信越自動車道坂城インターチェンジまで約 5 km、上田菅平インターチェンジまで約 10km と上田市の西の玄関口としての交通の要所である。

一方、本区域は、現行の上田市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月策定）では、優良農地として保全していくこととされているが、現在も工事が進められている国道 18 号バイパスが完成した際には、2024 年以降、産業界において重要な役割となる物流拠点などへの有用性が急速に高まるエリアであるため、本区域は地域経済牽引事業を重点的に促進し、新たな地域の魅力を創出するため、重点促進区域に設定することとする。

本区域は、約 12ha の農用地区域を含むものであるため「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域内に自然公園法に規定する国立公園、国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に寄生する鳥獣保護区は存在しない。

(関連計画における記載等)

国土利用計画第2次上田市計画（平成28年度～令和7年度）における記載：

本区域は、「上田城南地域」に位置付けられ、豊かな自然に恵まれつつ、国道143号や主要地方道長野上田線・上田丸子線、都市環状道路、更には上田電鉄別所線が通る交通利便性の高い地域であるとしている。その土地利用については、原風景の残る里山などの保全に努めながら、生活基盤の整備と一体となった居住環境を創出する等、適切な土地利用誘導を図ることとしている。

第2次上田市総合計画後期まちづくり計画（令和3年～令和7年度）における記載：

本計画で、地域の特性や民間インフラを活用した企業誘致の取組を推進するとしている。本区域については、地域からも土地利用に関する要望書が提出されていることや国道18号上田坂城バイパスや上信越自動車道坂城インターチェンジが至近で容易に活用できることから親和性が高い。

上田市農業振興地域整備計画（平成24年5月策定）における記載：

本地域は、「西部地区」に位置付けられた農地と住宅地が混在しているエリアであり、農用地とその他用途地区との明確化が必要とされている。

一方で、平成22年度の市内農家戸数のうち、約9割が兼業農家であることから、今後、農業を健全に発展させるためには安定した農業以外の就労施設の確保拡大に努め、経営規模の拡大を図ることが重要とされており、本計画との調和が図られているものである。

上田市都市計画マスタープラン（平成27年3月策定）における記載：

本区域は、上田城南地域に属しており、千曲川などの水辺環境や農地、また、地域外縁部の山林等の緑環境を保全・活用し、自然と調和した潤いある市街地環境を形成することとしている。

現行の上田市都市計画マスタープランでは、本区域は優良農地の保全を最優先としているが、昨今の少子高齢化の影響と、市街地と本区域を結んでいた旧県道77号が岩壁の崩落による危険性のため、国道18号上田坂城バイパスに移行されたことにより、安全性は保たれているが、二つのトンネルができたことにより、子供たちが通学しづらい区域となった影響で地域住民の減少が深刻な課題となっている。

住民の減少は農地の後継者不足にも影響を及ぼしており、優良農地であっても遊休化、更には荒廃地化することが懸念されている。

一方視点を変えると、上信越自動車道坂城インターチェンジを利用することを想定した場合、上田市における西の玄関口として、製造業や物流拠点などの適地として期待できるポテンシャルもあり、国道18号上田坂城バイパスの延伸が進めば、さらに利便性が増し、本区域の有用性向上

による企業誘致が実現すれば、雇用が生まれ、本区域への流入人口増加も見込まれる。

このことから、現在、更新作業が進められている上田市都市計画マスタープランでは、本区域は優良農地の保全と産業用地など農地以外の多用途への転換が調和した区域とすることで地域発展を目指すよう変更を予定している。

上田市商工業振興プラン（令和３年４月改訂）における記載：

産業用地等の確保については、情勢を見ながら段階的に工業用地の造成や周辺の交通インフラ等の環境整備を推進すると共に、その交通インフラの優位性を生かし、山林や農地の活用についても検討することとしている。

また、本区域については、既に地域全体に沿うように国道 18 号上田坂城バイパスが整備されており、物流拠点などへの有用性が期待されるエリアであることから、本計画との親和性が高い。

【重点促進区域３：地図上の位置Ｃ】

長野県上田市下丸子字池田、長野県上田市長瀬字小練合、字堺田、字亀田

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 9.4 ha 程度である。

本区域は、主要地方道丸子東部インター線及び市道丸子北御牧線（通称：千曲ビューライン）の結末地点であり、関東、中京及び関西圏へのアクセスが良い場所である。また、昭和 40 年代後半から整備した旧丸子町の工業団地及び上田市塩田に立地する工業団地のほぼ中心に位置し、交通の利便性に優れた立地条件を備えていることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域に近接する既存の工業団地は山林等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても、上田市環境基本条例、大規模小売店舗立地法、工場立地法、都市計画法等各種法令等に基づき、景観に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

本区域は、中心部に約 2.4ha の農用地区域を含むものであるため、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域内に自然公園法に規定する国立公園・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

（関連計画における記載等）

国土利用計画第２次上田市計画（平成 28 年度～令和 7 年度）における記載：

本区域の丸子地域は、市内でも有数の製造業の集積地となっている。また、豊かな自然環境の中に、文化・芸術のイベントが数多く行われる信州国際音楽村、医療機関との連携による総合的

な温泉療養地である丸子温泉郷などの魅力ある観光地が点在しており、地域資源を生かした観光地づくりを進めている。

地域内には国道 152 号と国道 254 号が通過しており、交通の要衝ともなっているが、通過交通が引き起こす騒音や渋滞により住環境の悪化を招いている。そのため、東内から西内のバイパスや上田都市環状道路などの整備促進により、通過交通の分散化を図り、住民の安全、安心な生活環境の向上を図る。

また、多様な機能を持つ森林、農地、河川等の自然環境の保全を図るとともに、各種産業の活性化を促す土地利用を計画的に進め、職住近接のゆとりある居住環境の整備を目指すこととする。

第 2 次上田市総合計画後期まちづくり計画（令和 3 年度～令和 7 年度）における記載：

産学官金連携の先進性やものづくり技術の集積、首都圏からの好アクセス、晴天率の高さなど、上田市の優位性をアピールし、企業誘致を図ることとしている。また、工場などの移転を検討している事業者に対し、企業立地に必要な情報提供を行うなど、ものづくり産業の誘致・留置を図るとしている。

また、土地利用に関し、地域が持つ個性や資源を尊重した「国土利用計画第 2 次上田市計画」に基づき、都市、農村、森林の各地域区分における秩序ある土地利用を総合的かつ計画的に推進し、「上田市都市計画マスタープラン」において、将来の土地構造に合わせた市街地の設定を行い、周辺環境との調和した土地利用を図るとしている。

本区域の丸子地域は、地域の技術力を生かした新産業の創出や研究開発型企业への支援を推進し、創業の増加や新たな雇用の拡大により、職住近接のゆとりある地域づくりを促進することとしている。

上田市農業振興地域整備計画（平成 24 年 5 月策定）における記載：

本区域の丸子地域は、千曲川支流の依田川が南北に流れている。この依田川右岸地域は国道 152 号沿いに市街地化が進んでおり、農用地区域は北東部の平坦地と東部の丘陵地からなっている。本区域は未整備地区の基盤整備を行い、土地利用型大型農家や集落営農組織を育成し、農地の集積や団地化を進め農地の有効利用を図ることとしている。

一方で、平成 22 年度の市内農家戸数のうち、約 9 割が兼業農家であることから、今後、農業を健全に発展させるためには安定した農業以外の就労施設の確保拡大に努め、経営規模の拡大を図ることが重要とされており、本計画との調和が図られているものである。

上田市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月策定）における記載：

本区域の丸子地域の基本目標には製造業の集積が高い地域であることから、職住近接のゆとりある生活空間の創出を目指すとともに、地域内外の交流促進や日常生活のための道路交通環境整備を進めることとしている。また、依田川、内村川周辺に親水空間を創出し、里山、農地とあわせて良好な自然環境や景観の保全を図り、有効活用を進めることとしている。

また、地域の都市づくりにおける主要課題である土地利用の誘導方針では上田地域の「上田リサーチパーク」周辺から丸子地域の南原、平戸、下丸子、箱畳、神の倉など千曲ビューライン一帯を

工業・研究ゾーンとして、産業軸を形成しながら企業の集積を図ることとしている。

【重点促進区域 4：地図上の位置 D】

長野県小県郡長和町古町字呑入

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 10ha である。

長和町には 3 本の国道（142 号・152 号・254 号）が通っており、多くの車両の通過点となっている。また、新和田トンネル無料化により上田地域・佐久地域に加え諏訪地域のアクセスが容易となった。これらの背景から今後、景観に調和した開発が求められる。

本地域は、国道 152 号と 254 号が交わる重要な地域であり、上田地域・佐久地域に加え諏訪地域・関東圏・中京圏からのアクセスがよく、交通の利便性に優れている。

また、先に整備された「道の駅マルメロの駅ながと」や既に大きな工場がある地域に近接していることから、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進地域に設定することとする。

本地域に近接する各施設や既存の工場は山林等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本地域は自然災害等が起こりにくいことから、企業の B C P 対策等の促進もできる。また、令和 5 年度末策定予定の「長和町景観計画」に基づき、景観に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

本地域は、8.3ha の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域に自然公園法に規定する国立公園・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

（関連計画における記載等）

第 2 次長和町長期総合計画後期基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）における記載：

基本目標として、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立していくため、長和町しかない「キラリと耀く強み」を再点検し、それを最大限に活かすことで、雇用の創出や高い雇用の質、起業がかなう環境づくりを目指した政策を進めるとしており、企業誘致による雇用創出として、既存企業及び新規産業の創出に向けた支援の検討をずとしてしている。

また、産業振興として、「農林業や商工業を含む町内の産業を維持、発展させるため、農地の利用集積・集約化や後継者、担い手の支援育成に努めるとともに、雇用の場の創出、及び新たな産業の定着と起業家の支援に取組み、活力に満ちたまちを目指します」としている。

長和町農業振興地域整備計画（平成 17 年 10 月策定）における記載：

「本地区は、古町、長久保、大門、和田の4地区に区分される。4地区とも河川に浴って集落が形成され、その周囲の比較的平坦な土地はほぼ全面的に基盤整備が完了し主に水田として、また、山沿い及び山麓傾斜地帯については、畑として利用されている。今後、古町、長久保においては、住宅用地及び工場用地の需要の増加が見込まれる。古町地区においては、道の駅や商工エリア等が拡大され同じく観光と結びついた交流施設用地の需要増加が見込まれる。これらの状況を勘案した中で、地域指定等との調整を図りながら農業振興地域を設定し、優良農地を確保し農業の振興を図る」とされている。

更に、農業従事者の安定的な就業の促進目標として、農作業の省力化、効率化を推進し、健全な定住地域とするため、優良企業の導入を図り、農閑期の収入確保や兼業による農業従事者の安定的な就業の場を確保するとともに、農業経営の向上と安定を図ることとしており、本計画と調和が図られているものである。

長和町景観計画（令和5年度末策定予定）における記載：

本地域は、「森のささやき清らかな流れ悠久の歴史未来へ輝く美しの郷」の目標に向けて設定した4つのエリアのうち「幹線沿道エリア」となっている。

「幹線沿道エリア」は、長和町の主要な幹線道路である国道152号の長和町・上田市境から大和橋交差点までの区間と、国道254号の依田窪病院入口交差点から依田窪病院裏までの区間の各道路の中心線から両側200mの範囲。このエリアは、商工業の誘導を念頭に、景観との調和を図りながら、沿道のにぎわいと生活の豊かさを味わえる景観づくりを目指すとしている。

【重点促進区域5：地図上の位置E】

長野県埴科郡坂城町大字南条字流田、宮ノ下

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約3.7haである。

本区域は、上信越自動車道坂城インターチェンジから約2km、最寄り駅であるしなの鉄道テクノさかき駅から約200mに位置し、国道18号や上田地域の中心地である上田市方面へと繋がる国道18号上田坂城バイパスにもアクセスが良い場所である。加えて、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道18号までを結ぶ主要地方道坂城インター線の国道18号から本区域に隣接するテクノさかき工業団地までの区間の延伸工事が令和5年度に完成予定であるほか、長野市及び千曲市方面へと繋がる国道18号坂城更埴バイパスの坂城町区間の整備が本格化しており、新たな幹線道路の整備により今後更なる交通の利便性の向上が見込まれる。

また、既に多くの企業が集積し令和3年度に拡張されたテクノさかき工業団地や、同年度に拡張された町道に隣接する上、機械・金属加工を中心に多種多様な技術を持つ企業が集積し、大学や研究機関との連携による技術の高度化と高付加価値化により、県内でも有数の「ものづくりのまち」として発展を遂げてきた町の工業の中核である「坂城テクノセンター」が近接していることから、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域に隣接する既存の工業団地は農地等に近接しているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても坂城町生活環境保全条例及び大規模小売店舗立地法、工場立地法、都市計画法等各種法令等に基づき、環境に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

本区域は、約 3.6ha の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域に自然公園法に規定する国立公園・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

（関連計画における記載等）

国土利用計画第 4 次坂城町計画（令和 3 年度～令和 12 年度）における記載：

本区域を含む「千曲川右岸地域」は、国道 18 号やしなの鉄道、上信越自動車道が整備され、幹線道路による都市部とのネットワークが形成されており、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道 18 号までを結ぶ主要地方道坂城インター線の国道 18 号からテクノさかき工業団地までの区間の延伸工事が進められている。

また、国道 18 号に沿って都市計画用途地域が指定され、住宅地や公共施設、商工業施設など都市的土地利用が行われており、「ものづくりのまち」の発展を図るため、幹線道路の利便性を活かして工業団地を整備し、工業立地と集積を進めている。

その土地利用については、産業用地の需要に対応するため、農業や自然的土地利用、景観との調和を図りながら産業用地の確保を進めることとしている。

坂城町第 6 次長期総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）における記載：

国道 18 号坂城更埴バイパスや主要地方道坂城インター線の延伸工事が本格化しており、新たな幹線道路の完成により通勤や輸送の円滑化が見込まれ、企業の生産性向上が期待される。

「ものづくりのまち」の更なる発展のため、新たな幹線道路の整備を見据え、産業用地の確保と町道インフラなど産業基盤を整備し、企業立地と技術の集積を促進することとしている。

坂城町農業振興地域整備計画（平成 10 年 3 月策定）における記載：

本区域を含む「南条地区」は、千曲川右岸に位置し、標高 400m の河岸水田地帯と標高 400～500m の樹園地、そして山間水田地帯に分別され、都市化の影響により住居地域が増加傾向にあるが区画整理された優良農地が多数存在するので、その保全に努める。また、千曲川右岸では、南北に走る国道 18 号の両側に住宅地・工場等が集まり、帯状の集落を形成しているが、工業の発展に伴いその地域を拡大している。土地利用の方向としては、農用地・森林原野がそれぞれ減少し、宅地・工場等へ転換する構想であり、他産業と調和のとれた土地利用を図ることとしている。

【重点促進区域 6：地図上の位置 F】

長野県埴科郡坂城町大字上五明字島寺、千兎の宮、塚田、久保田

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 4.1ha である。

本区域は、主要地方道長野上田線及び県道 160 号上室賀坂城停車場線が結節する交通の要所であるとともに、現在整備が本格化している国道 18 号坂城更埴バイパスの坂城町区間の沿道に位置しており、今後、上田市方面及び長野市・千曲市方面への更なるアクセス向上が見込まれる。

また、大規模な工場と隣接しており、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域に隣接する既存の工場は農地等に近接しているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても坂城町生活環境保全条例及び大規模小売店舗立地法、工場立地法、都市計画法等各種法令等に基づき、環境に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

本区域は、約 3.7ha の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域に自然公園法に規定する国立公園・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

（関連計画における記載等）

国土利用計画第 4 次坂城町計画（令和 3 年度～令和 12 年度）における記載：

本区域を含む「千曲川左岸地域」は、国道 18 号坂城更埴バイパスの坂城町区間の整備が進められており、主要地方道長野上田線からの交通の転換により、都市部へのアクセス向上が見込まれている。

また、主要地方道長野上田線に沿って工場や商業施設が立地し、主要地方道長野上田線東側の平地では施設栽培や水田などの農業的土地利用が行われ、農業地域の周囲に集落が形成されており、昭和橋から坂城大橋周辺の千曲川沿いは工業地域として利用されている。主要地方道長野上田線の西側は、山すそまで農業と共存しながら集落が広がり、カ石バイパス南側は大規模な工業用地として利用されている。

その土地利用については、整備が進む国道 18 号バイパスの周辺では、商工業の土地需要の増加や集落の拡大による宅地化の進行が見込まれることから、秩序ある開発を図るとともに、周辺の環境に配慮しながら商工業施設や公共施設などの都市的土地利用の用途としても有効活用を図ることとしている。

坂城町第 6 次長期総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）における記載：

国道 18 号坂城更埴バイパスの整備が本格的に進められており、新たな幹線道路の整備による交通の円滑化により、物流や人の交流の活性化、企業の生産性の向上など地域への経済効果が期待される。幹線道路と長野・上田両地域の結節点にある地理的な利点を活かし、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を図るため、町道網の整備や産業用地の確保など産業基盤の整備を進めることとしている。

坂城町農業振興地域整備計画（平成 10 年 3 月策定）における記載：

本区域を含む「村上地区」は、千曲川左岸に位置し、標高 400m の平坦水田地帯と標高 400～500m の緩傾斜樹園地帯に分別され、水田地帯は、構造改善事業により区画形状が整備され、大型機械による機械化農業が可能のため合理的な土地利用を進める。また、千曲川左岸では、国道 18 号バイパスの整備に伴い商工業等の発展が予想される。土地利用の方向としては、農用地・森林原野がそれぞれ減少し、宅地・工場等へ転換する構想であり、他産業と調和のとれた土地利用を図ることとしている。

【重点促進区域 7：地図上の位置 G】

長野県上田市漆戸字新屋田、字ヤチ原、字堂下、字西ノ平、字茅御堂

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 16ha である。

本区域は、市道川原柳豊里線（通称 浅間サンライン）に面しており、上信越自動車道上田菅平インターチェンジまで約 2.4 km、東部湯の丸インターチェンジまで約 6 km と 2ヶ所のインターチェンジに近接する広域交通結節機能を有する交通インフラに恵まれた要所である。

また、当区域西側隣接地には製造業者と農産物流通センターが既に稼働していることから、製造業及び物流拠点等が集積する一体的な土地利用としての発展性の高い区域であることから、先進的なものづくり分野等における地域経済牽引事業を促進し、新たな地域の魅力を創出するため、重点促進区域に設定することとする。

また、上田市都市計画マスタープラン（令和 6 年 3 月改定）では、地域全体の発展のため、自然環境と調和する秩序ある開発の誘致と田園集落環境の形成を目指すよう改定がなされたところである。

本区域は、ほぼ全域の約 14ha が農用地区域で一部北東部に白地農地を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。

なお、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域内に自然公園法に規定する国立公園、国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は存在しない。

（関連計画における記載等）

国土利用計画第2次上田市計画（平成28年度～令和7年度）における記載：

本区域は、「神科・豊殿地域」に位置付けられ、豊かな自然に恵まれ、稲倉に代表される棚田など農村の原風景が残る一方、上信越自動車道上田菅平インターチェンジを中心とした、広域交通結節機能を有する地域として、幹線道路沿いへの産業誘致や宅地開発を適切に誘導し、秩序ある土地利用を進めることとしている。

第2次上田市総合計画後期まちづくり計画（令和3年～令和7年度）における記載：

産学官金連携の先進性やものづくり技術の集積、首都圏からの好アクセス、晴天率の高さなど、上田市の優位性をアピールし、企業誘致を図ることとしている。また、工場などの移転を検討している事業者に対し、企業立地に必要な情報提供を行うなど、ものづくり産業の誘致・留置を図るとしている。

上田市農業振興地域整備計画（平成24年5月策定）における記載：

本区域は、「上田東地区」の中央部の水田地帯となっている。

本計画における農業従事者の安定的な就業の促進を図る方策として、本市の各産業の振興を基盤とした雇用機会の創出に努め、特色ある産業の集積と高付加価値化、6次産業化への取り組みを推進し、地域における農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めるとされている。

また、就業機会の確保のための施設の設置については、周辺環境との調和に配慮した立地を促進するとともに、農地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意し、他法令に基づく土地利用計画との調整を図るとされていることから、本計画との調和が図られているものである。

上田市都市計画マスタープラン（令和6年3月改定）における記載：

本区域は、神科・豊殿地域に属しており、主要幹線道路として市道川原柳豊里線（通称 浅間サンライン）が中心部を通り、上信越自動車道上田菅平インターチェンジを含むエリアであることから、この立地条件を活かし、秩序ある開発と農地など自然的土地利用の調和がとれた、良好な田園集落環境の形成を目指すこととしている。

また、近年では、市道川原柳豊里線（通称浅間サンライン）、国道144号、国道18号バイパスの沿道は、都市機能の集積や計画的な土地利用の誘導を図っていくよう改定がなされたところである。

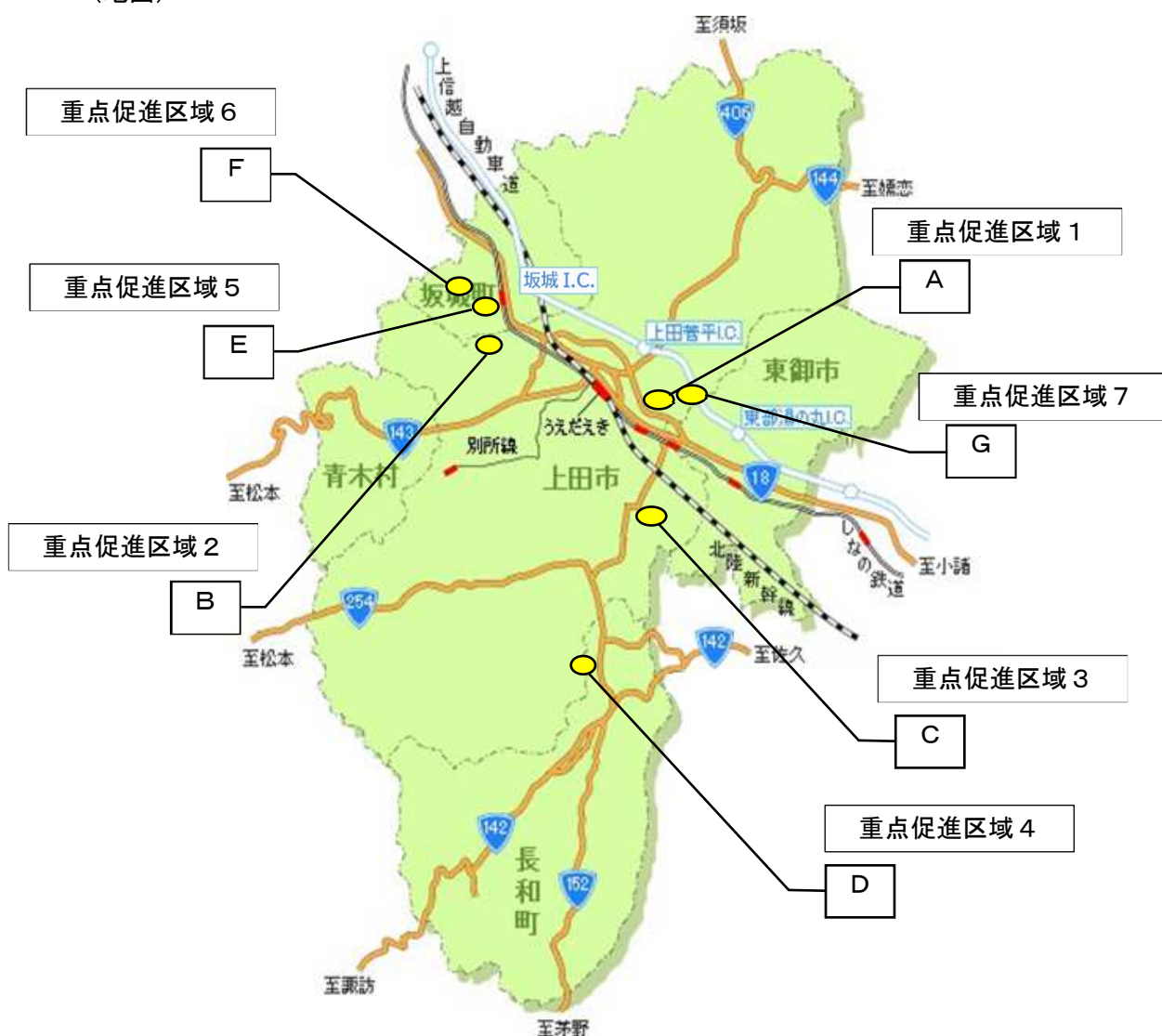
上田市商工業振興プラン（令和3年4月改訂）における記載：

産業用地等の確保については、情勢を見ながら段階的に工業用地の造成や周辺の交通インフラ等の環境整備を推進すると共に、その交通インフラの優位性を生かし、山林や農地の活用についても検討することとしている。

また、本区域については、国道18号バイパスに面しており、且つ上信越自動車道が南北に伸び、北陸方面へは上田菅平インターチェンジ、関東方面には東部湯の丸インターチェンジが利用可能であり、市内では特に優れた広域交通結節機能を有している。当市の基幹産業である製造業では、2024年以降、物流問題が大きな課題となっているが当区域が物流機能を有すれば地域

全体の有用性が向上することから、本計画との親和性が高い。

(地図)



(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

本区域は、上田中央地域に分類され、上田市の中心地である北陸新幹線上田駅から東へ約2.5km、広域交通の結節点である上信越自動車道上田菅平インターチェンジから南へ約2km、最寄り駅であるしなの鉄道信濃国分寺駅から北へ約1kmに位置するとともに、市街地北方を迂回し、坂城町方面へと繋がる国道18号上田バイパスの沿道の区域である。加えて、現在整備中の国道18号上田バイパスの延伸整備完成により、市内東部地域、更には東御市以东とのアクセス向上が見込まれる。

これら、広域の人や物が集まりやすい、交通の利便性に優れた立地条件を備えていることから、本区域の観光・集客機能や商工業機能強化を図ることとし、重点促進区域として設定する。

なお、上田市上田地域には分譲できる既存の工業団地や遊休地等が存在しないため、今後地域

経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。よって、やむを得ず、農用地区域も含めて重点促進区域として設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域2】

本区域は、国道18号上田坂城バイパスが通っており、沿道には「道と川の駅おとぎの里」があり、国道18号に続く県道77号線を坂城町方面へ進めば工場が集積しているエリアとなる。上信越自動車道坂城インターチェンジからも近く、首都圏や長野地域とも交通の利便性に優れた立地であることから、交通インフラを活用した先進的のものづくり分野などの地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域として設定し、税制による支援措置や規制の特例措置等を活用し、企業誘致をはかるものである。

なお、上田市上田地域には、分譲できる既存の工業団地や遊休地等が存在しないため、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。よって、やむを得ず農用地区域も含めて設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域3】

本区域は、主要地方道丸子東部インター線及び市道丸子北御牧線（通称：千曲ビューライン）の結束地点であり、関東、中京及び関西圏へのアクセスが良い場所である。また、昭和50年代から先進的のものづくり企業が立地する旧丸子町の林間工業団地及び上田市塩田に立地する工業団地のほぼ中心に位置し、交通の利便性に優れた立地条件を備えていることから、交通インフラを活用した先進的のものづくり分野などの地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域として設定し、税制による支援措置や規制の特例措置等を活用し企業誘致をはかるものである。

本区域に隣接する既存の工業団地は山林等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本区域においても、上田市環境基本条例に基づき、景観に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

なお、重点促進区域が2箇所に分かれているが、地形が3段の河岸段丘になっており連続性がない。かつ重点促進区域の間に位置する農地には幹線用水路が縦断的に流れており、農業用施設（ライスセンター）が令和元年に整備されているため中央部は農地として保全をしていく。

上田市丸子地域においては、農村産業法に基づく産業導入地区が6か所あるが、いずれも立地が完了しており、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。また、その他の工業団地や遊休地などの活用できる未利用地は存在しないため、やむを得ず、農用地区域も含めて重点促進区域として設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域 4】

本地域は、国道 152 号と 254 号が交わる重要な地域であり、上田地域・佐久地域に加え諏訪地域・関東圏・中京圏からのアクセスがよく、交通の利便性に優れている。

また、先に整備された「道の駅マルメロの駅ながと」や既に大きな工場がある地域に近接していることから、人々が集まるまちづくりの拠点エリアや高度な基盤技術を持ったものづくり企業の集積エリアとして、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進地域に設定し、税制による支援措置や規制の特例措置等を活用し、企業誘致を図るものである。

本地域に近接する各施設や既存の工場は山林等に囲まれているが、これまで環境等へ影響を及ぼしていない。本地域は自然災害等が起これにくいことから、企業のBCP対策等の促進もできる。また、令和5年度末策定予定の「長和町景観計画」に基づき、景観に配慮した開発が行われるため、企業立地が進んだ場合における周辺環境への影響は小さいと考えられる。

なお、長和町においては農村産業法に基づく産業導入地区がなく、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。また、その他の工業団地や遊休地などの活用できる未利用地が現状存在しないため、やむを得ず、農用地域も含めて重点促進地域として設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域 5】

本区域は、上信越自動車道坂城インターチェンジから約 2 km、最寄り駅であるしなの鉄道テクノさかき駅から約 200m に位置し、国道 18 号や上田地域の中心地である上田市方面へと繋がる国道 18 号上田坂城バイパスにもアクセスが良い場所である。加えて、上信越自動車道坂城インターチェンジから国道 18 号までを結ぶ主要地方道坂城インター線の国道 18 号から本区域に隣接するテクノさかき工業団地までの区間の延伸工事が令和 5 年度に完成予定であるほか、長野市及び千曲市方面へと繋がる国道 18 号坂城更埴バイパスの坂城町区間の整備が本格化しており、新たな幹線道路の整備により今後更なる交通の利便性の向上が見込まれる。

また、既に多くの企業が集積し令和 3 年度に拡張されたテクノさかき工業団地や、同年度に拡張された町道に隣接する上、機械・金属加工を中心に多種多様な技術を持つ企業が集積し、大学や研究機関との連携による技術の高度化と高付加価値化により、県内でも有数の「ものづくりのまち」として発展を遂げてきた町の工業の中核である「坂城テクノセンター」が近接していることから、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、税制による支援措置や規制の特例措置等を活用し企業誘致を図るものである。

なお、坂城町には、分譲できる既存の工業団地が 2 区画あるが、いずれも狭小であり、また、遊休地等が存在しないため、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。よって、やむを得ず農用地域も含めて設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域 6】

本区域は、主要地方道長野上田線及び県道 160 号上室賀坂城停車場線が結節する交通の要所であるとともに、現在整備が本格化している国道 18 号坂城更埴バイパスの坂城町区間の沿道に位置しており、今後、上田市方面及び長野市・千曲市方面への更なるアクセス向上が見込まれる。

また、大規模な工場と隣接しており、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定し、税制による支援措置や規制の特例措置等を活用し企業誘致を図るものである。

なお、坂城町千曲川左岸地域には、分譲できる既存の工業団地や遊休地等が存在しないため、今後地域経済牽引事業が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。よって、やむを得ず農用地域も含めて設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域 7】

本区域は、市道川原柳豊里線（通称 浅間サンライン）に面しており、且つ上信越自動車道が南北に伸び、北陸方面へは上田菅平インターチェンジ、関東方面には東部湯の丸インターチェンジが利用可能であり、市内では特に優れた広域交通結節機能を有している。

また、当区域西側隣接地には製造業者と農産物流通センターが既に稼働していることから、製造業及び物流拠点等が集積する一体的な土地利用としての発展性の高い区域でもあることから、交通インフラを活用した先進的なものづくり分野などの地域経済牽引事業を促進するため、重点促進区域として設定し、税制による支援措置や規制の特例措置等を活用し、企業誘致をはかるものである。

なお、上田市上田地域には、分譲できる既存の工業団地や遊休地等が存在しないため、今後地域経済牽引事業の実施が見込まれる企業のニーズに合う、まとまった規模の用地が確保できない。よって、やむを得ず農用地区域も含めて設定することとするが、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

工場立地特例対象区域の設定は行わない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

- ①金属加工、プラスチック成形、電子部品実装、デジタル技術等の高度なものづくり基盤技術を活用した成長ものづくり分野

- ②上信越自動車道などの交通インフラを活用した先進的ものづくり分野
- ③生産用機械や電気機械、情報通信機械産業、医薬品製造業等の集積を活用したヘルスケア分野
- ④豊富な地域資源、観光資源、交通インフラ等の地域特性を生かした観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑤レタスやぶどう、牛肉などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥豊富な日照や河川、森林資源などの自然環境を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①金属加工、プラスチック成形、電子部品実装等の高度なものづくり基盤技術を活用した成長ものづくり分野

当地域は、自動車部品、建設機械部品、工作機械部品、モーター関連部品等の加工組立型産業が当地域の製造品出荷額等の約6割を占め、その事業所数は295所となっている。(令和3年経済センサス活動調査)最終製品メーカーは少ないものの高機能部品(デバイス、モジュール)等で業界占有率(シェア)の高い企業が所在するとともに、高精度金型、難削材切削、高精度プレス、精密プラスチック成形、電子部品実装等の「高度なものづくり基盤技術」に優れた企業が多く集積している。

また、高度なものづくり基盤技術を活用し、研究・技術開発に積極的に取り組む企業が多いことが特徴であり、独自の技術や製品により広範な産業分野をはじめ国内外の経済を支えているとともに、次世代産業等の新たな分野への展開も視野に事業活動に取り組んでいる。

長野県工業技術総合センターや(公財)長野県産業振興機構上田センター、上田市が信州大学繊維学部内に設置し、地域産業の活性化・産学官連携のトップランナーとして全国から注目されている(一財)浅間リサーチエクステンションセンター(AREC)や坂城町に所在する(公財)さかきテクノセンターは、地域に根ざした産学官連携の拠点として、共同研究、技術相談、依頼試験・機器貸付、人材育成、企業間交流等の事業を展開し、ハード、ソフト両面から全面的な支援に取り組んでおり、多くの実績と成果を有している。

平成28年7月には、近隣9市町村が集結し、東信州広域連携による次世代産業の創出を目的に「東信州次世代産業振興協議会」を設立、その推進主体である「東信州次世代イノベーションセンター」が地域企業との橋渡し役を担っており、基幹産業の製造業を核に持続可能な基盤となる産業の推進を目指し、重点的に次世代産業(モビリティ、ウェルネス、アグリビジネス)創出プロジェクトに取り組んでいる。

地域の代表的な学術機関である信州大学は、平成23年度に繊維学部「ファイバーイノベーション・インキュベーター施設(Fii施設)」を設置して材料開発から試作・評価までを一貫して支援することができる機能を整備し、同学部の科学技術プロジェクト等を活用して、産学連携支援、県内外企業の連携支援、ベンチャー企業の育成に取り組んでいる。また、令和4年10月には、経済産業省「J-Innovation HUB 地域オープンイノベーション拠点(国際展開型)」に選拔され、循環型産業への転換やバリューチェーンの構築等の国際展開を目指して取組を進めている。

繊維学部内のFii施設やAREC施設には、ベンチャー企業が集積しており、新しい産業の芽を生み出している。

また、平成29年4月に公立大学法人化した長野大学では、令和8年度に理工系学部の設置を目指しており、持続可能な社会の実現に貢献できる人材及びデジタル技術や脱炭素化に関する知識や技能を持った人材の創出が期待されている。

当地域では、ものづくり基盤技術産業の集積により、長年培われた企画・設計・開発、精密加工組立技術等を活用した付加価値の高い製品づくりを展開するとともに、A IやI o T、I C T等デジタル技術を導入・活用した製品開発や工場の生産性の向上のほか、営業力のレベルアップ、海外市場獲得に向けた輸出方法の効率化などによる企業の業績向上を目指す。

産学官連携により得られる研究開発成果を活かすとともに、地域産業に不可欠な業種である情報サービス業（ソフト開発等）とデザイン・機械設計業も含め、機能性や感性等の付加価値を高めることにより、産業界から暮らしまでを支える多様な市場に製品や技術を提案することができる成長ものづくり分野の発展を進めていく。

また、今後更に異業種連携（観光・農業など）を進めるために、ものづくりで培った製造技術やA Iやビックデータを活用し、生産現場での業務効率化や生産性向上を図るとともに地域資源（発酵技術など）を活用した製品・サービスとものづくり産業との連携による付加価値向上を進めていく。

このように当地域は、企業の自律的な取組が進められていること、行政、大学等の研究機関、産業支援機関等による支援体制も確立していることにより、当地域の基幹産業であるものづくり分野の発展は大きな付加価値が期待できることから、県と市町村は、成長ものづくり分野を推進する。

②上信越自動車道などの交通インフラを活用した先進的のものづくり分野

当地域を横断する上信越自動車道は地域内に「東部湯の丸」、「上田菅平」、「坂城」の3つのインターチェンジを有しており、首都圏へは2時間程度、また北陸地域へは3時間半程度で結ぶほか、北陸新幹線の上田駅から東京駅、金沢駅へは共に1時間半程度で移動が可能である。

また、平成30年8月25日に平井寺トンネル有料道路が、令和2年9月1日に国道254号の三才山トンネル有料道路、令和4年4月1日に国道142号の新和田トンネル有料道路が無料開放された。

更には、国道143号青木峠バイパスの整備により、諏訪地域や松本地域、中京圏とのアクセスが向上し、今後ますます交流が活発化することが見込まれる。

地域経済の好循環、若者の地元定着を図るために、雇用の確保を踏まえた魅力的な企業立地が不可欠である。現在、当地域の工業団地は、上田市の下之郷、富士山、神の倉、東御市の東部湯の丸インターチェンジ周辺、羽毛田、上川原、羽毛山、坂城町のテクノさかき駅周辺などを中心に集積しているが、地域内外の企業から新たに工業団地を求める声も上がっており、従来の工業団地への企業立地の取組に加え、東御市にある大川北工業団地等の造成をはじめ上信越自動車道のエリア内の各インターチェンジを基点とした新たな工業団地の整備が検討されている。

当地域では、精密機械加工、プラスチック成形、電気・電子部品の設計組立等を行う加工組立型産業が製造品出荷額等の約6割を占めており、自動車部品、建設機械部品、工作機械部品、モーター関連部品等を製造する約340社の企業が集積している。また、地域の中小企業を中心とし

た約140社で構成する「上田ドリームワークス」が平成28年3月に設立され、同業者グループの受注拡大を目指した企業間の事業連携や地域内の取引も活発に行われている。

これらの企業はその精密加工組立技術等を利用して、I o Tを搭載した生産機械装置、E V等の次世代自動車、建機関連、半導体分野などの製造装置機器、先端の情報通信機器、加工作業や輸送作業を軽減する業務用機器といった先進的なものづくり分野への展開に取り組んでおり、地域の経済を牽引する重要な柱となっている。

これらの先進的なものづくり分野の需要は増大しており、この需要を地域で最もボリュームゾーンの大きな業種に取り込んでいくこと、また、地域内での企業立地のほか、上信越自動車道や北陸新幹線などの交通インフラを活用した地域外からの企業の誘致、または連携を強化することで、工業団地を核とした成長産業が集積し、付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、先進的なものづくり分野を推進する。

③生産用機械や電気機械、情報通信機械産業、医薬品製造業等の集積を活用したヘルスケア分野

当地域では、前述の「東信州次世代産業振興協議会」の推進主体である「東信州次世代イノベーションセンター」が、企業間同士の連携の促進及び産学連携を加速させるため、300社程度の企業ヒアリングを行い、次世代産業の創出に取り組んでいる。ヒアリングを通じてコア技術、取引先からの評価等の各社の強みや建物・機械装置等の設備投資の状況、技術者を中心とする人材不足等の課題を把握し、それらを補完、また組み合わせることで、地域内の新たなビジネスマッチングの促進や地域全体の産業力向上を目指している。

当地域に所在する信州大学繊維学部と長野県では、平成28年度文部科学省「地域科学実証拠点整備事業」を活用し、産学官で共同利用できる全19室のレンタルラボを備えたインキュベーション施設オープンベンチャー・イノベーションセンター（O V I C）を設置。繊維学部が有する材料関連技術を活用した大学発ベンチャーも設立され、10社以上の県内外の企業が参画した産学連携により、2020年度には、量産化による低価格、軽量化モデルを開発し、2022年10月から販売を開始するなど新たなベンチャー企業創出が新事業創出につながった。

生産用機械、電気機械、情報通信機械産業の製造品出荷額等は、それぞれ1,897億円、1,480億円、453億円と当地域全体の約5割を占め、事業所数もそれぞれ153社、41社、9社と全体の約3割半を占めている。（令和3年経済センサスー活動調査）

また、当地域は、県内でも医薬品製造の製造業が立地している数少ない地域であり、医療用医薬品（新薬・ジェネリック医薬品）から一般用医薬品、健康食品まで、幅広い製品を製造している。今後、健康で安全・安心な暮らしを実現していくためには、これら産業の維持・向上が重要である。

医薬品は、研究から製品化までに長い年月が必要とされている中、この地域の主要産業であるものづくり基盤技術やA I、D Xなどデジタル技術を活用した研究開発から製品化までのプロセスや製造工程の変革に取り組むことが期待される。

今後は、少子高齢化が進展する中、健康・医療に対するニーズがますます高くなることが予想されることから、製造品出荷額等の約5割を占める生産用機械や電気機械、情報通信機械等の産業機器製造で培った設計開発や精密加工組立技術等を活用し、製造業者と医療・福祉現場のニーズ

を結びつけた医療機器、福祉機器、介護機器、医療現場・介護現場等の人手不足解消やサービス向上に向けた製品及び健康・福祉管理システム等を開発・製造販売する。また、人々の健康や安全安心な生活を維持するために必要な、大人数が利用する施設への衛生管理備品、医薬品等のヘルスケアに係る製品製造・サービスの安定供給の推進など、ヘルスケア産業の発展が加速することが見込まれる。

こうしてこの地域では、製造業と健康・医療・福祉ニーズ等を結びつけた新たな産業の創出を目指し、企業と支援機関によるこれまでの取組を効果的に活用し、新製品やサービスを地域内外の市場に展開することで付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、ヘルスケア分野を推進する。

④豊富な地域資源、観光資源、交通インフラ等の地域特性を生かした観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

当地域は、少雨多照の気候で、標高差のある豊かな自然に恵まれ、「美ヶ原高原」、「菅平高原」、「湯の丸高原」などの高原、塩田平に広がるため池、「稲倉」、「姫子沢」の棚田などの美しい景観や四季折々の食材、「別所温泉」、「鹿教湯温泉」などの温泉、「安楽寺八角三重塔」、「大法寺三重塔」の国宝をはじめとする重要文化財や真田氏ゆかりの上田城跡などの歴史的建造物・史跡等、多様な観光資源がコンパクトに集積された地域であり、延べ 584 万人（令和 4 年長野県観光地利用者統計調査）の観光客が訪れる。

当地域は歴史ある名湯が数多く存在する。中でも信州最古とも言われている「別所温泉」周辺には、中世より受け継がれる貴重な文化財など歴史的建造物が点在することから「信州の鎌倉」と呼ばれ、旅館の内湯はもちろん、外湯や足湯また日帰り入浴施設もあり、気楽に温泉を楽しむことができる。

鹿に化身した文殊菩薩が出湯の所在を教えたと言えられる「鹿教湯温泉」は、江戸時代から湯治場として栄え、昭和 31 年に全国でも数少ない環境省の国民保養温泉地に指定、平成元年には「日本の名湯百選」第一号の認定を受けており、最近では（公社）日本理学療法士協会や環境省等と「温泉を活かした健康づくりに関する協定」を締結するなど、地域資源を活かした活動を展開している。

また、田沢、沓掛、大塩、霊泉寺など歴史・個性溢れる温泉のほか、日帰り温泉も各地に多く点在し、温泉天国さながらの様相を呈している。

美ヶ原・菅平・湯の丸の 3 つの高原に囲まれた当地域は、雄大な自然を感じることでできる絶好の場所である。豊かな自然を活かした観光体験も豊富で、ウィンタースポーツや登山・トレッキングをはじめ、グリーンツーリズム、パラグライダーなどのアクティブな体験が年間を通して楽しめる。

中でも標高 2,000m の熔岩台地に約 600ha の大草原が広がり「アルプスの展望台」と称される「美ヶ原高原」には、360 度のパノラマの絶景が広がり、野外におよそ 350 点の現代彫刻を展示する美ヶ原高原美術館など、豊富な観光資源により多くの観光客を楽しませている。

その冷涼な気候からスイスの保養地にちなんで「日本のダボス」と呼ばれる「菅平高原」は、冬は国内トップクラスのスノーリゾートとして、また夏はラグビー等、スポーツ合宿の聖地として、

年間 78 万人に及ぶアスリートや観光客が訪れる。

また、湯の丸高原には、標高 1,730～1,750m に屋内プールをはじめ、400m トラック、林間ジョギングコース、宿泊施設、トレーニングルーム等がコンパクトにまとまったエリアに整備され、アスリートの効果的な高地トレーニングが行える場所として整備し、スポーツツーリズムを推進している。

この他にも、国指定天然記念物のレンゲツツジが一面に咲き誇る姿のほか、コマクサやイワカガミなど高山植物の宝庫「花高原」として親しまれ、穏やかな山容と安定した気候、抜群の展望から、登山・トレッキングの初心者に人気であり、これら豊かな自然環境を活用したエコツーリズムの更なる充実を進めている。

「菅平高原」、「湯の丸高原」などを包括する高原エリアでは、選手強化キャンプその他の各種国際大会を睨んでスポーツ施設の更なる充実を図るとともに、これらの施設周辺への宿泊施設その他の関連施設の整備・誘致等を進めていく。

当地域は、全国有数の日照時間の長さ昼夜の寒暖差が大きい内陸性気候、変化に富んだ地形と水はけの良い土壌がワイン用ぶどうの栽培に適しており、令和 4 年度現在、約 125ha のワイン用ぶどう畑とワイナリーが 16 か所（上田市 1、東御市 13、青木村 1、坂城町 1）と、ワイン用ぶどうの生産とワイナリーの開業を目指す新規就農者を中心とした生産者が年々増加しており、良質なワイン産地として知名度が高まっている。

このような中で、自治体がワイン用ぶどう畑のほ場整備を進めるとともに、当地域における適正品種等の情報提供、栽培管理技術の指導など積極的に支援し、特徴あるワイナリーの集積が活発に進んでいる。県では、当地域を含め千曲川沿いを「千曲川ワインバレー」地域と定め、地域内のワイナリーや観光地などが連携した特色あるワイナリーの形成を支援している。また、「千曲川ワインバレー（東地区）特区」の関係 9 市町村で構成している「千曲川ワインバレー特区連絡協議会」では、ワインの知名度向上等のため、ワイン会や販路拡大のイベント、地元ワインのブランド化、6 次産業化等に取り組んでいる。また、ワイン用ぶどうやワイナリーなど農業と連携し、県内外から観光客が訪れてもらえるような観光地域づくりを推進していく。

地域を東西に流れる千曲川は生物多様性に富み、多種の淡水魚が棲息しており、“つけば漁”と呼ばれる伝統漁法やアユ釣りなどの光景が初夏の風物詩となっている。

また、塩田平に広がるため池群、稲倉の棚田・姫子沢が織りなす情緒あふれる景観はそれぞれ国の百選に選ばれるなど高い評価を得ている。

そのほか、農村や高原、特産物等の地域資源を活かした農業体験、星空観察、和紙づくり・蕎麦打ち体験なども各地で盛んに行われている。

当地域は、鎌倉時代に幕府の守護職が当地域（塩田）に居を構え長く治めたことから、信濃の政治・宗教の中心地として仏教文化が栄え、国宝に指定されている安楽寺八角三重塔、大法寺三重塔のほか、国の重要文化財である信濃国分寺三重塔、前山寺三重塔、歴史ファンや花見客を中心に上田市内で最多の観光客が訪れている真田氏ゆかりの上田城跡はじめ貴重な文化財が今なお数多く残っており、令和 2 年には、レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～として、上田市塩田平をめぐるストーリーが文化庁「日本遺産」に認定された。

更に、旧北国街道の面影を残す「重要伝統的建造物群保存地区」である海野宿や中山道の和田宿

など旧街道筋の街並み、縄文時代の鉱山跡が残る黒耀石の原産地である星箕峠・和田峠などの歴史ロマンに溢れるスポット、江戸時代に養蚕・蚕種業で栄えた「蚕都」の面影を今に伝える「旧常田館製糸場」建物群や「上田紬」など、歴史の名残を感じさせる街並みや産業遺産、伝統工芸等を垣間見ることができる。

上田市街地では、商店街の空き店舗を活用し、上田市内5大学等（信州大学、長野大学、上田女子短期大学、長野県工科短期大学校、筑波大学山岳科学センター）が、「学園都市・上田」実現のための「地域と大学の連携拠点」として位置づける「まちなかキャンパスうえだ」を共同で設置運営し、市民講座の開催や大学等と連携した各種イベントなどを通して、商店街に人が集まり周遊する仕掛けを作り、賑わいを創出している。一方、人口減少・少子高齢化により、令和27年には、総人口の約40%を老年人口が占める見込みとなっている。これにより、地域生活を支える産業・サービスが衰退し、地域の活力の減少や生活環境の機能が失われることにもなりかねないなど地域の社会的課題が存在する。そこで、県・市町村・商工団体等が連携して、地域産業を支える事業者の実態を把握するための聞き取り調査を実施、実態把握に努め、地域の生産機能及び生活機能の維持、発展するための事業承継の取組や新規創業の促進、持続可能な新産業を創出するまちづくりを推進している。

また、当地域は、北陸新幹線（2024年春敦賀延伸予定）や中部横断道開通など、高速交通網の整備により従来の首都圏・日本海方面とのアクセス優位性のみならず、関西圏・静岡・山梨方面からのアクセス向上も見込まれる。加えて、佐久・諏訪・松本・長野地域に隣接する文化・経済・交通の要衝に位置することや、上田地域広域連合や上田地域定住自立圏の形成をはじめ県内第3の都市上田市を中核として職住等密着な経済圏が形成され、国道18号バイパス延伸をはじめ上田地域30分（さんまる）交通圏構想など圏域内外を結ぶ幹線道路網の整備が進められている地域特性を踏まえれば、地域内外の一層の連携と交流促進により、更なる発展が期待される地域である。当地域内においても、雇用者数の約5割を卸売・小売業、サービス業が占めており、交通インフラを活用した人の移動・交流及び物の輸送・流通を支える取組は重要であり、人々の価値観の変化や高齢社会など利用者ニーズの多様化に対応した交通・輸送サービスの高度化と新たなサービス、誘客・交流の場の創出などによるまちづくりを推進している。

こうした地域の特徴を最大限に生かした観光・スポーツ・文化・まちづくり分野は、地域の工夫、努力、熱意により大きく発展し、付加価値の向上が期待できる分野であり、地域の知名度向上などの副次的効果も期待されることから、県と市町村は、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を推進する。

⑤レタスやぶどう、牛肉などの特産物を活用した農林水産・地域商社分野

当地域は、耕地が標高420mから1,300mに立地し、年間降水量が1,000mm前後と少雨多照の気象条件を巧みに活かした特色ある農業が展開されている。特に、菅平地域のレタス等の高原野菜や東御市・上田市塩田地域を中心としたぶどう、くるみ、リンゴ栽培など、全国的にも評価の高い農産物が生産されている。主な農産物の生産量は、野菜が約2万3千トン、米が約1万5千トン、花きが約1千2百万本となっている。（令和3年）

水稻ではコシヒカリを中心に作付けされ、麦、大豆・そば等とともに産地ブランドの確立と実需

者ニーズを重視した米穀生産を行っている。また、園芸作物は生産者の高齢化等により栽培面積の減少が続いているが、消費者ニーズが高いシャインマスカット等の無核ぶどう品種への転換やブロッコリー等の生産が増加してきており、生産にあたっては、JGAPやグローバルGAPの認証取得を推進している。

なかでも、当地域の特産物であるリンゴ、ぶどう、シナノグルミなどの果樹類、トルコギキョウ、リンドウ、グラジオラス、スターチスなどの花き類、タチアカネそば、ダッタンそば、こうじいらず（大豆）などの雑穀類、うえだみどり大根、山口大根、ねずみ大根、ホワйтアスパラガスなどの野菜類、地鶏（真田丸など）・ブランド牛（信州プレミアム牛など）・ブランド豚（信州太郎ポークなど）の畜産類は、地域が一体となって産地化・ブランド化を推進しており、今後はA I（Agri Informatics）やI C Tなどを活用した効率的な生産体制の充実と戦略的な農業経営を標榜していく。

また、新たな取組として、H A C C Pを取得して、遊休農地を活用し放牧による和牛を飼育、精肉販売からレストラン経営を目指す動きや、信州黄金シャモなどの地鶏育成と加工を一体化した育成農場（加工施設併用）を開設し、柔軟な出荷体制で新鮮な鶏肉提供の取組も進んでいる。地域おこし協力隊と連携し、川魚養殖用いけすでチョウザメを試験的に養殖しており、食用販売、将来的にはキャビアの生産販売までを目指している。

当地域では、まつたけ、なめこなどのきのこ類の産出額は、当地域の農業産出額の約2割強を占めている。上田市塩田平一帯は長野県内でも有数のまつたけの産地であり、9月から10月のまつたけのシーズンになるとまつたけ小屋が営業を開始し、多くの人で賑わうとともに、観光客が当地域を周遊する場合の観光資源の核になっている。

当地域で生産されるカラマツ等の木材は、高品質な製材品として加工され建築部材として利用されるほか、土木用材等としても利用されている。特に公有林では森林認証を取得し、持続的な森林経営が実践されている。

当地域は地域の原材料を使った清酒、ワインなどの果実酒、地ビールなどの酒類や、地元の牧場や農場が生産する生乳を使ったチーズ、ヨーグルト、アイスクリーム等の乳製品のほか、特産物を活用した菓子類、ハム類、川魚加工品、味噌その他の大豆加工品、そばなどをはじめ、多様な特徴ある食品が製造されている。

長和町の和田峠周辺は黒曜石の産地であり、その岩盤をぬって湧き出ている湧水は超軟水で「黒曜の水」として親しまれ、現在も水汲み場は、連日、地域内外から訪れる人で賑わっている。「黒曜の水」のブランド力を意識した水メーカーによるボトリング工場の立地が計画されている。

県内第3の都市上田市を抱え、農産物直売所の売り上げ増加など地場産農作物への関心が高まっており、道の駅内の農産物直売所をはじめ、常設農産物直売所の売上額は約18億円（令和4年実績）と年々増加してきている。特に売上額1億円以上の農産物直売所が6所あり、県全体の15%を占めており、今後も農産物直売所の拡充や新設も見込まれる。また、地域の農林水畜産物や食品を地域外や海外へ販売する地域商社による地域産品のブランド化、情報発信も期待されている。

このように当地域では、地元の観光業者、地域商社等と結びついた「おいしい信州ふーど（風土）」（長野県が農産物等を認定）の利用拡大や農産物直売所、ワイナリー等の地域資源を活用した交流人口の増大、加工食品の品質向上・販路拡大支援等による6次産業化を進めるとともに、6次

産業化の根幹となる第1次産業の振興及び農産物等の産地化を図りながら、首都圏などの人口集積地を中心に全国や海外に向け、これらの特徴ある地域資源の情報発信及びブランド化に取り組んでいる。

当地域の特徴ある農林水畜産・食品は、原料から販売まで売り上げのほとんどが地域の付加価値になること、地域に人を呼び込む観光資源になることから、県と市町村は、農林水産・地域商社分野を推進する。

⑥豊富な日照や河川、森林資源などの自然環境を活用した環境・エネルギー分野

当地域は、日照時間が年間約2,100時間（全国平均年間1,850時間程度）と長いことや、千曲川支流の鹿曲川、依田川、神川、浦野川などの急峻な河川の水流などを利用し、太陽光発電、小水力発電、風力発電などの自然エネルギーの活用が進められ、地域の産学官金が連携して研究会を設立し、太陽光発電、小水力発電、風力発電を複合化した発電設備の研究開発、実証実験に取り組む、研究会の中核企業が事業拡大を進めている。例えば、信州大学繊維学部には、太陽光発電パネルを設置し、発電設備の実証実験を行っている。

当地域が中心となった上田地域定住自立圏（当地域市町村、長野県立科町、群馬県嬬恋村）では、「第3次上田地域定住自立圏共生ビジョン」（令和4年3月18日策定。令和4年度～令和8年度の5年間）の中で、「木質バイオマス利活用策の研究・検討」を具体的な取組として掲げている。

当地域の森林面積は約69千haであり、当地域の約7割を占める森林で育つ信州カラマツ（年間生産量約3万m³）等の森林資源は、製材品にならない間伐材や松くい虫被害木の有効活用が課題となっており、これらを薪やペレット等のバイオマス燃料に加工し、暖房やボイラー、温泉の熱源などに利用する取組が進められている。また、ボイラーの開発製造などエネルギー関連産業を手掛ける企業も存在し、エネルギーの地消地産に向けた環境の整備も進んでいる。

当地域では、林業振興の促進のため、木質バイオマス発電に取り組んでおり、今後も木質バイオマスエネルギーをはじめとした再生可能エネルギー分野を進めていく。

また、長野県では、ゼロカーボン実現に向けた取組を行っており、当地域においても、主要産業である製造業等のゼロカーボンの取組を加速させるため、産学が連携してゼロカーボン関連技術の開発や長い日照時間を利用した太陽光発電など再生可能エネルギーを活用した製品ライフサイクル全体のカーボン排出量削減など環境対応型企业への転換の取組を推進していく。

環境・エネルギー分野は、地球規模において早急に取り組まなければならない課題であることから、今後成長が見込まれる有望分野であり、当地域でも官民が連携して既に様々な取組が進められており、付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、環境・エネルギー分野を推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進するために適切な事業環境の整備を行って

く必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

① 各種支援措置

活発な設備投資が実施されるよう固定資産税、不動産取得税の減税措置の実施や経営、技術課題への対応施策を検討する。

② 地方創生関係施策

令和６年度以降もデジタル田園都市国家構想交付金等の活用を視野に、地域間連携を考慮しながら、機械・自動車産業等の成長ものづくり分野、次世代産業機器等の先進的ものづくり分野、医療・福祉機器産業等のヘルスケア分野、地域資源・観光資源・スポーツツーリズム等の観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、高原野菜・果樹・畜産等の農林水産・地域商社分野、自然エネルギー・木質バイオマスエネルギー等の環境・エネルギー分野において、人材育成や施設投資、販路開拓等の支援機能の強化を行っていく。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できるサイトを公開している。

② 公設試験場が有する研究成果、知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試験場が保有している情報であって資料として開示している情報について提供を行うとともに、その活用方法について助言を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

①長野県上田地域振興局、上田市産業振興部、東御市産業経済部、長和町産業振興課、青木村商工観光移住課、坂城町商工農林課に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置している。

また、事業環境整備の提案を受けた場合、長野県庁、長野県上田地域振興局、市役所、町村役場が連携して対応を行う。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①（一財）浅間リサーチエクステンションセンター等の強化

（一財）浅間リサーチエクステンションセンターや（公財）さかきテクノセンター等の支援機関の機能強化を図るため、地域企業が利用できる共同研究室（インキュベーション）や試験設備の活用、新技術・製品の研究開発や開発製品の事業化の支援、事業承継なども含めた幅広い分野における専門家の配置や各種相談窓口の設置など、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充を実施する。

②インフラの整備

上田市、長和町及び坂城町に産業団地を整備する。

また、産業団地等にアクセスする国県道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

③スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

県、金融機関や商工団体等、先輩起業家との連携による創業支援拠点「信州スタートアップステーション（ＳＳＳ）」において、創業・新規事業創出、事業承継での課題解決を目指し、個別相談・スタートアップセッション（ 세미나 など）・スタートアップサタデー（ビジネスプラン作成等伴走支援）・アクセラレーションプログラム（経営課題への短期集中伴走支援）により支援する。

日本一創業しやすい県の実現に向けて、「信州スタートアップステーション（ＳＳＳ）」におけるスタートアップ・エコシステムの機能を強化し、県内スタートアップへの投資の促進や社内ベンチャーによる起業等を支援する。

④地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

世界で稼げる・世界で通用する産業の創出・振興を図るため、「長野県産業振興プラン（2023年3月）」を策定し、健康・医療、環境・エネルギー、次世代交通、食品、ＩＴの産業分野を支援している。また、ＤＸ、ＧＸを稼ぐ力の向上に向けた原動力と捉え、企業がこれから柔軟に対応できるように支援する。

⑤人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

本県の基幹産業である「ものづくり分野」やニーズの高い「情報分野」を中心とした人材確保・育成に向けて、「長野県産業人材育成プラン2.0（2021年）」を策定し、デジタル人材育成の強化、リカレント教育の充実、若者が技能者を目指す社会づくりといった社会経済環境の変化に適應できる産業人材の育成を進める。

⑥産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

ア 地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境が整っている。（再掲）

イ 県、市町村が連携して、地域未来投資促進法の土地利用調整制度を活用した、事業者ニーズを踏まえた産業用地の確保を図る。

⑦賃上げ促進（賃上げ促進支援）

国・地方公共団体・経済団体等で価格転嫁の円滑化や賃上げ促進に関する協定締結又は共同宣言を実施する。

⑧ＧＸの促進支援

ア 2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「長野県ゼロカーボン戦略（2021年6月）」を策定し、事業者が排出する温室効果ガス（カーボン）の排出量削減、再生可能エネルギーの普及拡大を支援する。

イ 県又は市町村では、事業者等が環境への取組として、生産性の向上、品質制度の向上のための各種技術改善及び現場改善を行う事業に対し、助成支援や温室効果ガスの排出量のみえる化などの技術的支援をする。

⑨ＤＸ支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

ア ＩＴ技術を活用する高付加価値型企業の集積形成を目指す「信州ＩＴバレー構想（2019年9

月)」に策定し、民間企業・大学等との連携により、全産業のＤＸ推進や高度ＩＴ人材の確保などの取組を行うプロジェクト共創ネットワークをサポートするとともに、ＩＴ事業者とユーザー企業とのビジネスマッチングを支援する。

イ 「信州ＩＴバレー構想」を推進する信州ＩＴバレー推進協議会の取組が「地域ＤＸ推進ラボ」（経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）２０２３年４月）に選定され、地域社会全体によるＤＸへの取組をさらに加速するため、県内ＩＴベンダーとユーザー企業とのビジネスマッチング支援活動や関係自治体との連携、補助事業申請への伴走支援等に取り組んでいく。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和５年度（初年度）	令和６年度 ～令和９年度	令和１０年度 （最終年度）
【制度の整備】			
① 各種支援措置	検討・運用	検討・運用	運用
② デジタル田園都市国家構 想交付金を活用した生産 技術向上及び人材育成		交付金申請、事業実施	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①産業用地情報の逐次開示	運用	運用	運用
③ 公設試験場が有する研究 成果、知的財産等の情報 提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① （一財）浅間リサーチエ クステンションセンター 等の強化	支援機能拡充	運用	運用
② インフラの整備	事業調整、調査等	事業調整、調査、産業 用地一部分譲	事業調整、産業団 地一部分譲
③ スタートアップへの支 援	運用	運用	運用
④ 地域における重要産業の サプライチェーンの構 築・強靱化の支援	検討・運用	運用	運用
⑤ 人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑥ 産業用地の確保に向けた 支援	検討・運用	運用	運用

⑦ 賃上げ促進	運用	運用	運用
⑧ G X の促進支援	検討・運用	運用	運用
⑨ D X 支援	検討・運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、信州大学繊維学部等の学術機関、長野県工業技術総合センター、(公財)長野県産業振興機構上田センター、(一財)浅間リサーチエクステンションセンター、(公財)さかきテクノセンターなどの支援機関と連携し支援を行う。個々の対応については、事業者の要望に沿いながら必要に応じて支援計画を作成し支援を行っていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①信州大学等、学術機関

当地域は、信州大学、長野大学、上田女子短期大学、長野県工科短期大学校、筑波大学山岳科学センターが所在し、大学等の集積が強みである。

信州大学は、上田市内に繊維学部があり、繊維工学からファイバー工学への展開を進め、現在では最先端の科学技術を担う大学として産学官連携による研究事業等を活発に展開しているとともに、理論的知識とものづくり技術を併せ持った人材の育成を行い高度な実践技術者を輩出している。さらに、東御市内の信州大学繊維学部附属大室農場に設置した「千曲川ワインバレー分析センター」は、経法学部が運営に当たり、収穫期にワイン用ぶどうの成分分析を行い生産者へ情報提供することで、ワインの品質向上を図っている。

長野大学は、平成 29 年度から公立化され、地域が抱える課題解決に向けた取組を推進し、地域社会の発展を牽引できる人材を輩出しているほか、令和 8 年度に理工系学部の設置を目指しており、持続可能な社会の実現に貢献できる人材及びデジタル技術や脱炭素化に関する知識や技能を持った人材の創出が期待されている。

上田女子短期大学は、幼児教育や社会人として必要となる柔軟な思考力と社会が要求する専門性を併せ持つ人材を輩出している。

長野県工科短期大学校は、実験・実習を通じた少人数ものづくり教育により高度な実践技術者を輩出している。

筑波大学山岳科学センターは、理学・農学・工学分野を横断し、地球圏・生物圏・人間圏の観点から山岳を総合的に探求する「山岳科学」を通して、産学官連携のもと山岳・山間地域の環境保全・防減災・経済活性化の実現による安心安全な地域社会創生に貢献することを目的としており、環境保全と経済振興の両分野に寄与できる人材を輩出している。

②ファイバーイノベーション・インキュベーター施設 (F i i)

経済産業省の地域企業立地促進等共用施設整備費補助金を活用し信州大学繊維学部内に産学官共同研究開発施設を設置。共同研究室・分析・評価設備を備え、企業が取り組むサンプル試作から製品化までを支援している。

③オープンベンチャー・イノベーションセンター（O V I C）

文部科学省の地域科学技術実証拠点整備事業を活用し産学官で共同利用できる全 19 室のレンタルラボを備えたインキュベーション施設を設置。産学官の協働による研究開発、ならびにベンチャーの創出を通じて、大学との連携を基盤とした新たな事業の創出を支援している。

④長野県工業技術総合センター

技術相談、依頼試験、機器貸付、人材育成等を実施。技術分野別に材料技術部門（長野市）、食品技術部門（長野市）、環境・情報技術部門（松本市）、精密・電子・航空技術部門（岡谷市）の 4 部門を設置し、各分野に特化した試験研究設備を整備している。また、平成 31 年 3 月から令和 3 年 3 月にかけて先端技術（A I ・ I o T、3 D デジタル生産技術、次世代高速通信技術、機能性食品開発等）に対応した支援拠点を整備し、時代の要請に応じた各種分析・評価技術の高度化に取組み、県内企業の製品評価等に関する技術・知見の向上を支援。また、A I ・ I o T 等の先端技術導入を通じた新たな製品・サービスの研究開発を支援し、成長期待分野における新事業展開につなげている。

⑤（公財）長野県産業振興機構上田センター

長野県産業振興機構上田センターは、長野県東信地域を担当エリアとし、産学官連携による技術革新と人材育成及び経営支援・経営革新・創業支援、人材育成、受発注情報の提供、各種展示会への出展支援等により、中小企業等が抱える課題解決のための各種事業をワンストップで行っている。

⑥（一財）浅間リサーチエクステンションセンター（A R E C）

上田市が信州大学繊維学部内に設置。施設内には共同研究室（インキュベーション 17 室）を備え、地域の産学官交流の拠点である。推進母体である「A R E C ・ F i i プラザ」の地域内外を含めた法人会員は 324 社（令和 5 年 3 月現在）にのぼり、コーディネート活動を通して、信州大学等の研究シーズを活用した産学官プロジェクトの推進、人材育成、企業間交流、技術相談等に取り組み、地域企業のビジネス化を加速している。

⑦（公財）さかきテクノセンター

坂城町の工業の中核センターとして設置。汎用試験設備を有し、技術開発支援、人材育成、企業間交流、情報提供等を行うと共に、技術コーディネート活動を通じて地域企業の技術力向上を支援している。

⑧商工会議所・商工会

当地域には、上田商工会議所と上田市商工会、真田町商工会、東御市商工会、青木村商工会、長和町商工会、坂城町商工会の 6 か所の商工会が設置されている。当地域の経済団体として、地域づくりや商工業の振興・発展を目的とした組織で、中小企業を対象とした各種講演・講習会の開催や金融・税務・経理・労働・創業支援等の経営相談、経営力向上に資する人材育成支援など、幅広いニーズに対応している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、

環境関係法令等の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

また、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区が当促進区域内に存在することから、地域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮していく。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の３Ｒの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、長野県環境部（長野県上田地域振興局環境課）で調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。なお、国立・国定公園において当該事業計画を承認する際には、信越自然環境事務所及び長野県環境部と調整を図る。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域は、比較的自然災害が少ない地勢であるものの、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害・土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

① P D C A体制の整備

区域内自治体、長野県、信州大学繊維学部、長野大学、長野県工科短期大学校、(公財)長野県産業振興機構上田センター、(一財)浅間リサーチエクステンションセンター、(公財)さかきテクノセンター、区域内商工会議所及び商工会で、上田広域経済牽引事業促進協議会を組織する。年1回、協議会を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて基本計画の効果の検証と事業の見直しを検討する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1】

長野県上田市国分字上沖

長野県上田市古里字京田、字宝来

(農地) 上田市国分字上沖 35 番地 1、36 番地 1、37 番地 1、38 番地 1、39 番地 1、40 番地 1、41 番地 1、42 番地、43 番地、44 番地、45 番地、46 番地 1、47 番地、48 番地、49 番地 1、49 番地 2、60 番地 1、61 番地 1、61 番地 2、62 番地 1、63 番地 1、63 番地 2、64 番地 1、64 番地 2、65 番地 1、66 番地 1、67 番地 1、68 番地 1、

上田市古里字京田 1538 番地、1556 番地、1557 番地、1558 番地、1559 番地、1560 番地 1、1561 番地 1

上田市古里字宝来 1569 番地 1、1570 番地、1571 番地、1572 番地 1

【重点促進区域2】

長野県上田市小泉字下川原、字下川原島、字茄子畑、字精心場

(農地) 上田市小泉字下川原 3788 番地 11、3788 番地 13、3788 番地 14、3788 番地 15、3788 番地 16、3788 番地 17、3788 番地 18、3788 番地 19、3788 番地 20、3788 番地 21、3788 番地 22、3788 番地 37、3788 番地 27、3788 番地 28、3788 番地 29、3788 番地 43、3788 番地 44、3788 番地 45、3788 番地 46、3788 番地 47、3788 番地 48、3788 番地 49、3788 番地 50

上田市小泉字下川原島 3791 番地、3792 番地、3793 番地、3795 番地イ-1、3795 番地イ-2、3795 番地ロ-1、3795 番地ロ-2、3796 番地 1、3796 番地 2、3796 番地 5、3796 番地 6、3796 番地 7、3797 番地 1、3799 番地 1、3800 番地 1、3804 番地 1、3805 番地 1、3825 番地ハ-1、3825 番地ハ-2、3825 番地 11、3825 番地ト

上田市小泉字茄子畑 3602 番地 1、3603 番地 1、3612 番地 1、3613 番地 1、3614 番地 1、

3615 番地 1、3615 番地 2、3616 番地 1、3617 番地 1、3618 番地 3、3619 番地、3628 番地 1、2628 番地 2、3629 番地、3630 番地 1、3631 番地 1、3631 番地 6、3632 番地 1、3633 番地 1、3633 番地 2、3634 番地、3635 番地 1、3636 番地 1、3637 番地 5、3638 番地 1、3639 番地 1、3646 番地 1、3646 番地 2、3647 番地 1、3647 番地 2、3648 番地、3649 番地、3650 番地 1、3650 番地 2、3651 番地 1、3652 番地、3653 番地 1、3654 番地、3655 番地 1、3656 番地 1、3656 番地 2、3657 番地 1、3658 番地 1、3658 番地 2、3659 番地 1、3659 番地 2、3660 番地 1、3661 番地 1、3662 番地 1、3663 番地 1、3664 番地 1、3664 番地 2、3665 番地 1、3666 番地 1、3667 番地 1、3668 番地 1、3669 番地 1、3670 番地 1、3671 番地 1、3672 番地 1、3673 番地 1、3674 番地 1、3675 番地 1、3676 番地 1、3677 番地 1、3677 番地 2、3678 番地 1、3679 番地 1、3680 番地 1、3680 番地 2、3680 番地 3、3681 番地 1、3682 番地 1、3682 番地 2、3683 番地 1、3683 番地 2、3683 番地 3、3684 番地、3685 番地 1、3685 番地 2、3686 番地 1、3688 番地 1、3688 番地 2、3689 番地 1、3689 番地 2、3689 番地 3、3690 番地 1、3690 番地 2、3691 番地 1、3691 番地 2、3692 番地 1、3692 番地 2、3693 番地 1、3694 番地 1、3694 番地 2、3694 番地 3、3694 番地 4、3695 番地 1、3696 番地 1、3697 番地 1、3697 番地 2、3700 番地 1、3701 番地 1、3702 番地 1、3704 番地 1、3705 番地 1、3705 番地 2、3707 番地 1、3708 番地 1、3708 番地 2、3709 番地 1、3710 番地 1、3710 番地 2、3714 番地 1、3714 番地 2、3715 番地 1、3715 番地 2、3716 番地 1、3719 番地 1、3719 番地 2

上田市小泉字精心場 3459 番地 1、3460 番地 1、3461 番地 1、3462 番地 1、3463 番地 1、3464 番地 1、3465 番地 1、3466 番地 1、3467 番地 1、3469 番地、3470 番地 3471 番地、3472 番地、3473 番地、3474 番地、3475 番地、3476 番地 1、3477 番地 1、3482 番地 1、3487 番地 1、3488 番地 1、3488 番地 2、3489 番地 1

【重点促進区域 3】

長野県上田市下丸子字池田、長野県上田市長瀬字小練合、字堺田、字亀田

(農地) 上田市下丸子字池田 380 番地_口、396 番地、397 番地 1、397 番地 2、412 番地、413 番地、414 番地、415 番地、390 番地、391 番地 1、373 番地_イ、374 番地 1、375 番地、376 番地、377 番地 5、377 番地 7、377 番地 8、378 番地_イ、379 番地_イ、379 番地_口、380 番地_イ、381 番地、382 番地、383 番地、384 番地_{イ-1}、384 番地_{イ-2}、385 番地、386 番地_イ、387 番地 2、387 番地_{イ-2}、387 番地_口、391 番地 2、392 番地、393 番地、394 番地、395 番地、

上田市長瀬字小練合 1155 番地 1、1156 番地 3、1182 番地 1、1183 番地 1、1183 番地 3、1184 番地 1、1186 番地、1189 番地 2、1190 番地 1、1190 番地 2、1191 番地、1218 番地 1、1219 番地 1、1220 番地 7、1223 番地 1、1224 番地 1、1224 番地 2、1228 番地 2、1229 番地 4

上田市長瀬字堺田 2111 番地_イ、2111 番地_口、2112 番地 1、2112 番地 2、2113 番地 1、2113 番地 2、2114 番地、2115 番地、2116 番地、2117 番地、2118 番地、2119 番地、2126 番地_イ、2127 番地_イ、2127 番地_口、2128 番地、2130 番地、2131 番地_イ、2132 番地、2133 番地、2134 番地_イ、2134 番地_口、2135 番地、2136 番地、2137 番地 2、2137 番地 3、2138 番地 1、

2138 番地 2、2139 番地、2140 番地 1、2140 番地 2、2141 番地

上田市長瀬字亀田 2142 番地、2143 番地 1、2143 番地 2、2143 番地 3、2144 番地 2、2144 番地 3、2145 番地 1、2145 番地 2、2146 番地、2147 番地、2148 番地、2149 番地イ、2149 番地ロ、2150 番地ハ、2154 番地イ、2154 番地ロ、2155 番地、2156 番地、2157 番地イ-1、2157 番地イ-2、2157 番地ロ、2158 番地 1、2158 番地 2、2158 番地 3、2159 番地、2160 番地、2161 番地、2162 番地 1、2168 番地 4、2168 番地 5、2169 番地 1、2170 番地 1、2171 番地 1、2173 番地 3、2173 番地 4

【重点促進地域 4】

長野県小県郡長和町古町字呑入

（農地）長和町古町字呑入 113 番地 8、143 番地、144 番地、145 番地 1、145 番地 4、145 番地 5、146 番地 1、146 番地 4、147 番地、148 番地、149 番地、150 番地、151 番地、152 番地、153 番地

【重点促進区域 5】

長野県埴科郡坂城町大字南条字流田、宮ノ下

（農地）埴科郡坂城町大字南条字流田 5200 番地 2、5201 番地 2、5202 番地、5203 番地、5204 番地、5205 番地、5206 番地、5207 番地、5208 番地、5209 番地、5210 番地、5211 番地 1、5211 番地 2、5212 番地、5213 番地、5214 番地、5215 番地 1、5216 番地 1、5217 番地、5218 番地、5219 番地 1、5219 番地 2、5220 番地、5221 番地、5222 番地、5223 番地、5224 番地 1、5224 番地 2、5225 番地、5226 番地

埴科郡坂城町大字南条字宮ノ下 5269 番地 2、5269 番地 3、5270 番地 1、5271 番地、5272 番地 1、5273 番地 1、5274 番地 2、5276 番地、5277 番地、5278 番地 1、5278 番地 2、5279 番地 1

【重点促進区域 6】

長野県埴科郡坂城町大字上五明字島寺、千児の宮、塚田、久保田

（農地）埴科郡坂城町大字上五明字島寺（約 0.7ha）

埴科郡坂城町大字上五明字千児の宮（約 1.4ha）

埴科郡坂城町大字上五明字塚田（約 0.6ha）

埴科郡坂城町大字上五明字久保田（約 1.0ha）

【重点促進区域 7】

長野県上田市漆戸字新屋田、字ヤチ原、字堂下、字西ノ平、字茅御堂

（農地）上田市漆戸字新屋田 98 番地、99 番地、100 番地、101 番地、103 番地、104 番地 1、105 番地 1、107 番地 1、107 番地 2、108 番地 1、109 番地 1、109 番地 2、110 番地、111 番地、112 番地 1、112 番地 2、117 番地

上田市漆戸字ヤチ原 120 番地 1、120 番地 2、120 番地 3、120 番地 4、120 番地 6、121 番

地 3、122 番地、124 番地 1、124 番地 2、124 番地 3、124 番地 5、124 番地 6、124 番地 7、124 番地 8、124 番地 9、127 番地、128 番地 1、128 番地 2、129 番地 1、129 番地 2、129 番地 3、130 番地 1、130 番地 2、131 番地 1、131 番地 2

上田市漆戸字堂下 133 番地、134 番地 1、134 番地 2、135 番地、136 番地 1、136 番地 2、137 番地 1、139 番地 1、139 番地 2、140 番地 1、141 番地 1、141 番地 2、142 番地、143 番地 1、143 番地 2、144 番地 1、144 番地 2、145 番地、147 番地、148 番地、149 番地 1、149 番地 2、151 番地、152 番地 1、152 番地 2、158 番地

上田市漆戸字西ノ平 161 番地、162 番地、163 番地、164 番地、166 番地、167 番地、168 番地、173 番地、174 番地、176 番地

上田市漆戸字茅御堂 187 番地 1、187 番地 2、188 番地 1、188 番地 2、189 番地

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

本区域内においては、道路、上下水道等の公共施設が整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 2】

本区域内においては、至近に国道、上下水道等の公共施設が整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 3】

本区域内においては、既存の耕作道路以外、上下水道等の公共施設は存在しないが、至近には、県道、市道、上下水道等のインフラが既に整備されているため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進地域 4】

本区域内においては、既存の耕作道路以外、上下水道等の公共施設は存在しないが、至近には、国道、上下水道等のインフラが既に整備されているため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 5】

本区域内においては、既存の耕作道路以外、上下水道等の公共施設は存在しないが、至近には、拡幅された町道、上下水道等のインフラが既に整備されているため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 6】

本区域内においては、至近に県道、上下水道等の公共施設が整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 7】

本区域内においては、道路、上下水道等の公共施設が整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

（地区内の遊休地等の状況等）

重点促進区域 1、2、3、4、5、6 及び 7 においては、現在のところ、産業用地に活用できる遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）

【重点促進区域 1】

農地として重点促進区域に設定された上田市国分字上沖 35 番地 1 ほか 38 筆については、国土利用計画第 2 次上田市計画及び第 2 次上田市総合計画後期まちづくり計画において、都市機能の充実と市街地の活性化推進等のまちづくりを図る地域として位置づけられており、今般、市街地の地域活性化推進等を図るための観光・スポーツ・文化・まちづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、上田市農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため農業以外の就労施設の確保拡大に努めることとしており、本計画との調和も図られるものである。

【重点促進区域 2】

農地として重点促進区域に設定された上田市小泉字下川原 3788 番地 11 ほか 185 筆については、国土利用計画第 2 次上田市計画及び第 2 次上田市総合計画後期まちづくり計画において、民間インフラを活用した企業誘致の取組を推進する地域として位置づけられており、今般、企業誘致を図るための先進的ものづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、上田市農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため農業以外の就労施設の確保拡大に努めることとしており、本計画との調和も図られるものである。

【重点促進区域 3】

農地として重点促進区域に設定された上田市下丸子字池田 380 番地 1 ほか 121 筆については、国土利用計画第 2 次上田市計画及び第 2 次上田市総合計画後期まちづくり計画において、製造業の集積地であり、芸術施設や温泉郷など点在しており、各種産業の活性化を促す土地利用を計画的に進め、職住近接のゆとりある居住環境の整備を目指す地域として位置づけられており、今般、地域の発展を図るための先進的ものづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、上田市農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため農業以外の就労施設の確保拡大に努めることとしており、本計画との調和も図られるものである。

【重点促進地域 4】

農地として重点促進区域に設定された長和町古町字呑入 113 番地 8 ほか 14 筆については、第 2 次長和町長期総合計画後期基本計画において、農林業や商工業を含む町内の産業を維持、発展させるため、雇用の場の創出、及び新たな産業の定着と起業者の支援等に取り組む地域として位置づけられており、今般、地域の発展を図るための成長ものづくり分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、長和町農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進目標として、優良企業の導入を図り、農閑期の収入確保や兼業による農業従事者の安定的な就業の場を確保するとともに農業経営の向上と安定を図ることとしており、本計画との調和も図られるものである。

【重点促進区域 5】

農地として重点促進区域に設定された埴科郡坂城町大字南条字流田 5200 番地 2 ほか 41 筆については、国土利用計画第 4 次坂城町計画及び坂城町第 6 次長期総合計画において、新たな幹線道路の整備を見据え、「ものづくりのまち」の更なる発展と工業の技術集積を進めるため、産業用地の確保と町道インフラなど産業基盤の整備を進め、企業立地の促進を図る地域として位置づけられており、今般、企業誘致を図るためのヘルスケア分野、成長ものづくり分野、先進的ものづくり分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、坂城町農業振興地域整備計画では、土地利用の方向として、農用地・森林原野がそれぞれ減少し、宅地・工場等へ転換する構想であり、他産業と調和のとれた土地利用を図ることとしていることから、本計画との調和も図られるものである。

【重点促進区域 6】

農地として重点促進区域に設定された埴科郡坂城町大字上五明字島寺 460 番地 1 ほか 47 筆については、国土利用計画第 4 次坂城町計画及び坂城町第 6 次長期総合計画において、整備が進む国道 18 号坂城更埴バイパスの坂城町区間において、商工業の土地需要の増加や集落の拡大による宅地化の進行が見込まれることから、周辺の環境に配慮しながら商工業施設や公共施設など都市的土地利用の用途としても有効活用を図る地域として位置づけられており、今般、企業誘致を図るための成長ものづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、坂城町農業振興地域整備計画では、土地利用の方向として、農用地・森林原野がそれぞれ減少し、宅地・工場等へ転換する構想であり、他産業と調和のとれた土地利用を図ることとしていることから、本計画との調和も図られるものである。

【重点促進区域 7】

農地として重点促進区域に設定された上田市漆戸字新屋田 97 番地 5 ほか 115 筆については、

国土利用計画第2次上田市計画及び第2次上田市総合計画後期まちづくり計画において、上信越自動車道上田菅平インターチェンジを中心とした、広域交通結節機能を活用した企業誘致の取組を推進する地域として位置づけられており、今後、企業誘致を図るための先進的ものづくり分野等の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、上田市農業振興地域整備計画では、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため農業以外の就労施設の確保拡大に努めることとしており、本計画との調和も図られるものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重点促進区域1、2、3、4、5、6及び7において、土地利用調整区域の設定にあたっては、現状、遊休地等の活用可能な用地は存在しないが、今後それらの土地が発生した場合には優先的に設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域以外の地域を優先的に設定することとし、農用地区域以外の地域での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

やむを得ずこうした区域内における集团的農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる場合、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる場合又は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる場合は、そうした土地を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5(1)地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

ほ場整備などの面的整備事業（灌漑排水事業などの線的整備事業は含まれない。）を実施した農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構

関連事業」という。)として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、以下の方針により農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにする。

- ・ 農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域内には、市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「長野県上田地域 基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。